

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和6年第2回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

3月に入り、村の木であります桜の開花が気になる季節となりました。4月には、キヤノン電子のご協力により、初めて、道の駅めぐり一む昭和からキヤノン電子までの村道でさくらまつりが開催される予定となっております。日本気象協会の開花予想では、平年より早い見込みとのことで、暖かい春が待ち遠しく思います。

さて、今定例会は、予算議会とも言うべき令和6年度の昭和村の諸施策を展開する上で、根拠となる条例や予算等、審議していただく、大変重要な議会であります。村長から詳細な説明がなされると思います。議員各位におかれましては、住民の付託に応えるため、慎重審議をいただきますようお願いいたします。

本村の令和6年度一般会計予算案では、47億2,800万円と、対前年比1.3%の減額予算であります。また、特別会計予算を含めた予算では、68億5,821万2,000円であります。これらは、「第5次総合計画後期基本計画に沿った事業展開」、人口減少対策に重点を置き「若者世代が子育てしやすい村づくりや定住促進」、「住民の生活を守り、産業振興施策の推進」であります。この方針により進めてまいるわけですが、私たちを取り巻く環境は物価高や予期せぬ自然災害など、日々変化し、想像もつかないことが巻き起こっていきます。皆で知恵を出し合い、協力し合って乗り越えていきたいと考えております。

その他、令和6年度は、5月に村長選挙、村議会議員補欠選挙が行われます。村民皆様の村政への積極的な参加を願うものであります。

続いて、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

2月10日は、29回目のウインターフェスティバルが「子どもたちに夢と思い出を」をス

ローガンに開催されました。玉村町からは石川町長はじめ議会議員の皆様、キャノン電子からは橋元社長にお越しいただき、村議会議員全員と意見交換を行い、交流を深めました。冬空に鳴り響く見事な打ち上げ花火を鑑賞しました。

17日は、第29回昭和村生涯学習大会が開催され、テレビ等で活躍されている菊地弁護士
の講演で、議員も出席いたしました。

20日は、群馬県町村議会議長会定期総会が市町村会館で開催され、出席いたしました。

21日は、婦恋村議会が役場新庁舎について、視察に来庁されました。

27日は、統合小中学校建設委員会が開催され、所管の常任委員が出席してまいりました。

3月1日は、社会福祉協議会理事会、同日に開催されました国保運営協議会に出席してまいりました。

さて、今定例会におきましては、条例改正13件、補正予算6件、令和6年度予算6件、その他4件、合計29件が村長から提出されております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和6年度第2回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第2回議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席を賜り開会できますことに、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、各自治体では新年度予算案が公表され、予算編成作業が大詰めを迎えております。県内12市では、市長選挙がありました前橋市を除き、11市で今年度予算を上回り、さらに6市が過去最大の予算規模となっております。

国におきましては、新年度予算案が昨年末に閣議決定されましたが、能登半島地震の発生を受けて、一部修正となるとのことであります。一般会計の歳入歳出総額は、112兆5,717億円となっており、今年度より1.6%減となっておりますが、令和5年度に次いで過去2番目に大きい予算規模となっております。

政府は、新年度予算の位置づけとして「歴史的な転換期の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算」とし、具体的には、物価に負けない賃上げの実現、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施、安全保障環境等への的確な対応や防衛力の着実な強化、また、デジタルを活用した地域活性化や公的サービスの効率化の推進等を挙げられております。

現在、国会では政治資金に関する問題で空転しておりますが、異例となる国会の土曜審議が行われ、年度内での成立が見込まれております。村といたしましては、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。

さて、本村における新年度の一般会計予算につきましては、総額で47億2,800万円で、前年度比1.3%の減となっております。特別会計につきましては、総額で21億3,021万円で、前年度比2.5%の減となっております。一般会計と特別会計の合計では、68億5,821万円となり、前年度比1.6%減の予算規模となっております。

また、来年度から5つの特別会計のうち、簡易水道事業と農業集落排水事業の2つの特別会計が公営企業会計に移行となりますので、単純に今年度との比較はできませんが、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、新たな視点での経営努力が必要となってまいります。引き続き、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、2月議会臨時会以降の主な行政報告をさせていただきます。

2月10日には、ウインターフェスティバルが開催され、議員の皆様にも参加をいただきましたが、防災協定を結ぶ玉村町から石川町長はじめ議員各位をお招きし、また、キヤノン電子株式会社の橋元社長をはじめ幹部社員の方々をお招きし、冬の花火の美しさを堪能していただきました。

また、16日には、区長研修会を開催いたしました。私はほかの公務で出席することができませんでしたが、参加された区長さんからは、各行政区の課題等、様々な意見交換ができたとの報告を受けており、有意義な研修会になったことと思います。

17日には、テレビ等でも活躍されておられます弁護士菊地幸夫先生を講師にお招きし、第29回昭和村生涯学習大会を開催いたしました。

21日には、婦恋村議会の皆さんが昭和村役場新庁舎の視察のために来庁されました。

27日には、統合小中学校建設委員会を開催し、今後の進め方などについて協議いたしました。

3月4日には、今年度、最後の開催となる農業委員会が開催されました。

さて、本定例会にお願いをいたします案件につきましては、令和6年度の当初予算をはじめ、議案では、条例改正12件、条例の廃止1件、指定管理者の指定2件、共同設置に伴う規約の変更協議1件、財産譲渡1件、補正予算6件となっております。

多岐にわたっておりますが、会期中で十分ご審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番議員、沢浦典子君、5番議員、林勝美君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5日より14日までの10日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日より14日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第3、議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第11号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の情報連携の対象事務等が、規定されていた別表第二が廃止され、同規定を主務省令で定めることになったため、本条例で法別表第二を引用していた条文を改正するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました、議案第11号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第4 議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第12号 昭和村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人口減少により、空き家の増加が進んでいることから、空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除却の3本の柱で総合的に対策を強化することを目的とした、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行となりました。

この法改正により、本条例第6条で引用している法律条項に変更が生じたため、本条例の改正を行うものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第12号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第5 議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第13号 昭和村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を見直すものであります。

令和3年度から令和5年度までの第8期計画では、第1号被保険者の介護保険料基準年額は8万2,200円でしたが、第9期計画では、居宅サービスや施設サービス給付費等の減少が見込まれ、介護保険料基準年額は7万3,200円となり、年額9,000円の減額となります。

また、介護保険料につきましては9段階制を使用しておりましたが、国の基本段階が13段階に改正されるため、13段階を使用し、介護保険料基準年額は第5段階を7万3,200円とし、各段階別の保険料は各段階の負担割合に基準年額を乗じた額を保険料としております。

以上が昭和村介護保険条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第13号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第6 議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第14号 昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月に公布されたため、地域密着型サービス事業の基準等を改正するものがあります。

主な改正内容は、厚生労働省令に定める基準等により、書面揭示の見直し、管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携などであります。

以上が昭和村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第14号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第7 議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事

業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第15号 昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月に公布されたため、地域密着型介護予防サービス事業の基準等を改正するものであります。

主な改正内容は、厚生労働省令に定める基準等により、書面揭示の見直し、管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化の推進、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携などであります。

以上が昭和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第15号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

**予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第16号 昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月に公布されたため、介護予防支援事業の基準等について改正するものがあります。

主な改正内容は、厚生労働省令に定める基準等により、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、書面掲示の見直し、公正中立性の確保のための取組の見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、介護予防支援の円滑な実施などであります。

以上が昭和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第16号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 9 議案第 17 号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第 9、議案第 17 号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第 17 号 昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 6 年 1 月に公布されたため、居宅介護支援事業所の基準等について改正するものであります。

主な改正内容は、厚生労働省令に定める基準等により、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、ケアマネジャー 1 人当たりの取扱い件数、公正中立性の確保のための取組の見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、書面の掲示の見直しなどであります。

以上が昭和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第 17 号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 10 議案第 18 号 昭和村小口資金融資条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第18号 昭和村小口資金融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第18号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、平成15年度から実施している、売上げ減少などの要件を満たす場合の借換えの制度の適用期限を、現行の令和6年3月31日から令和7年3月31日に1年間延長するものであります。

以上が本条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第18号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 11 議案第 19 号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第19号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第19号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、本条例で規定する定義及び交付対象者の要件等を改正するものであります。

まず、第1条については字句の修正であります。

次に、第2条は定義の改正となりますが、第1項第2号は世帯責任者を改正するもので、世帯主や自営業などの経営責任者等でなくとも、収入や所得があり世帯の生計を維持し、配偶者を有している方を世帯責任者としてすることとし、第4号は二世帯住宅の要件を追加しております。

次に、第3条は交付対象者の要件について改正するもので、新たに1号を追加し、世帯責任者が新築住宅建設の契約者及び住宅の所有者であることを規定いたします。

また、第2号を第3号に繰り下げ、同条内に新築住宅の引渡し時期を平成26年4月1日以降と規定しておりましたが、現在は不要であるため、同引渡し時期を削除するものであります。

以上が昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第19号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第12 議案第20号 昭和村簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第20号 昭和村簡易水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第20号 昭和村簡易水道基金設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和6年4月1日より簡易水道事業が地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行するに当たり、第2条第1号及び第4条中の会計の名称を「簡易水道特別会計」から「簡易水道事業会計」に改めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第20号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第13 議案第21号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、議案第21号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第21号 昭和村農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和6年4月1日より農業集落排水事業が地方公営企業法の一部を適用し、公営

企業会計に移行するに当たり、第2条第1号及び第4条中の会計の名称を「農業集落排水事業特別会計」から「下水道事業会計」に改めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第21号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第14 議案第22号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第14、議案第22号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第22号 昭和村戸別浄化槽基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和6年4月1日より戸別浄化槽事業が地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行するに当たり、第5条中の会計の名称を「農業集落排水事業特別会計」から「下水道事業会計」に改めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第22号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 15 議案第 23 号 昭和村奨学資金貸与に関する条例の廃止について

○議長（片柳悦夫君） 日程第15、議案第23号 昭和村奨学資金貸与に関する条例の廃止についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第23号 昭和村奨学資金貸与に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、昭和村に在住し、高等学校に進学、在籍する高校生に、月額1万1,000円を無利子で貸与して、高校卒業後に返還する奨学金制度について規定しております。

現在、国の子育て支援策により、公立高校の授業料は、年収の目安で910万円以下の家庭は授業料が無料となりました。また、今年度から家庭の収入状況が急変した場合にも、授業料が無料となる制度が始められています。

このように国の高校就学支援の仕組みが拡充されたこともあり、村の奨学金貸付けは、平成15年度を最後に20年間申請がありません。

また、次年度より奨学金の返還を支援する制度を創設することから、本条例を廃止するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第23号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前 1 0 時 2 5 分休憩

午前 1 0 時 4 4 分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第 1 6 議案第 2 4 号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第16、議案第24号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第24号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件については、地方自治法第244条の2第6項及び昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定について、本村議会の議決をお願いするものであります。

本案件の対象施設は、昭和村総合福祉センターをはじめ、通所介護施設の昭和の里、高齢者の介護予防事業を提供する施設であるふれあい館、村内3小学校に設置されている昭和村学童クラブとなります。

開設当初から、当該法人は適正な管理運営と実施体制を確立し、村の地域福祉の向上に努めていただけてきたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として社会福祉法人昭和村社会福祉協議会を指定し、施設の管理を行わせたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいた

します。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第24号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第17 議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第17、議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第25号 昭和村公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定について、本村議会の議決をお願いするものであります。

本案件の対象施設は、昭和村重度心身障害者デイサービスセンター燦であります。燦は、就労が困難な重度障害者への日常生活、機能訓練等を提供する場として、社会福祉法に基づく施設として設置されており、併設する授産施設を効率的に利用できることから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、引き続き、社会福祉法人昭和ゆたか会を指定し、施設の管理を行わせたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第25号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 18 議案第 26 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（片柳悦夫君） 日程第18、議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件については、県内市町村等で共同設置している群馬県市町村公平委員会の規約の変更に関する協議を行うものであります。

令和6年4月1日から富岡市及び榛東村が本公平委員会に加入すること、また、経費負担において、加入団体から一律1,000円を徴収する団体割の導入と、1人当たり300円を徴収している対象職員人数の適正化を図るため、本規約の変更を行うものです。

十分ご審議の上、原案のとおり、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより、議案第26号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第27号 財産の無償譲渡について

○議長（片柳悦夫君） 日程第19、議案第27号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第27号 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業により整備した光ファイバケーブル設備及び附属設備について、当初から維持管理を委託し、安定したサービスを提供している東日本電信電話株式会社へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

譲渡の理由については、民間事業者が採算面の関係から容易に敷設できない地域への光ファイバ施設を平成21年、22年の2か年で整備しました。その後、整備から13年が経過し、設備の老朽化に伴う更新や技術革新に対応した設備の高度化等による財政的な課題、また、維持管理に係る人的負担を削減するとともに、災害時における迅速な対応や効果的な整備など、村民

利用者に安定したサービスの提供を継続的に実現するためであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより、議案第27号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第20、議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第28号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6億592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億5,305万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款村税は、各税の滞納繰越しの収入が見込まれるため、827万円の増額となります。

11款地方交付税は、普通交付税の追加交付により、3,246万円の増額となります。

13款分担金及び負担金は、保育料の減少により、120万円の減額となります。

14款使用料及び手数料は、道の駅使用料の増額やアップルタウンの空き室による公営住宅使用料の減少等により、203万5,000円の増額となります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金は、児童手当負担金やコロナワクチン接種負担金などの実績見込みにより、1,340万8,000円の減額となります。

2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度関係システム整備費の確定により、61万6,000円の減額、2目企画費国庫補助金は、住民税均等割世帯等に給付金を支給する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加により、5,323万5,000円の増額、3目民生費国庫補助金は、地域子ども・子育て支援事業等の実績見込みにより、94万7,000円の減額、4目衛生費国庫補助金は、出産・子育て応援交付金事業等の実績見込みにより、696万2,000円の減額、5目農林水産業費国庫補助金は、美しい森林づくり基盤整備事業費の確定により、1万円の増額、7目教育費国庫補助金は、公立学校情報機器整備費補助金の追加等により、24万2,000円の増額となります。

16款県支出金、1項県負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金などの実績見込みにより、589万4,000円の減額、2項県補助金は、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業や多面的機能支払交付金事業などの実績見込みにより、3,367万1,000円の減額、3項県委託金は、群馬県知事選挙の実績により、196万9,000円の減額となります。

17款財産収入は、各基金の預金等の利子分で、46万3,000円の増額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税の寄附額の増により、3億円の増額となります。

19款繰入金は、歳出の増減に合わせて、財政調整基金繰入金が3,035万8,000円の減額、学校建築基金に3億円を積み立てるため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が3億円の増額、

介護保険特別会計からの繰入金が40万円の増額となります。

21款諸収入は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金の減や定住自立圏協定による社会体育施設使用料負担金の増等により、296万1,000円の減額となります。

22款村債は、県単治山の事業費の確定により、緊急自然災害防止対策事業債が300万円の増額、赤城北麓土地改良区の負担金に対する借入れのため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が620万円の増額、消防団の消防ポンプ車の購入費用に充てる防災対策事業債が240万円の減額となります。

次に、歳出であります。1款議会費は、各事業の実績見込みにより、68万円の減額となります。

2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、村内防犯カメラ修繕料の増やコピー機リース料の減などにより、35万円の増額、3目財政管理費は、学校建築基金及び緑の大地ふるさとしょうわ基金にそれぞれ3億円の積立てを行います。

また、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費分の1,345万6,000円を減債基金に積み立てます。そのほか、利子分の積立てを行うため、合計6億1,392万1,000円の増額となります。

5目財産管理費は、光熱水費の減や庁舎の移転費用等に残額が生じたため、752万9,000円の減額、6目企画費は、各事業の実績等に伴う減額や光ファイバの消耗品の追加により、合計で705万3,000円の減額、9目交通安全対策費は、交通指導員研修負担金の減により、9万円の減額となります。2項徴税費は、定額減税のためのシステム改修費などにより、66万8,000円の増額となります。3項戸籍住民基本台帳費は、各事業の実績見込みにより、61万9,000円の減額、4項選挙費は、群馬県知事選挙の実績により、203万8,000円の減額となります。

3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、福祉センターの屋上タンクの修繕費用や、住民税均等割世帯等に物価高騰対策給付金を支給するための費用等の追加、各事業の実績見込み等による減額などにより、5,475万7,000円の増額、2目老人福祉費は、敬老祝金事業や家族介護慰労事業などの実績見込みで、376万4,000円の減額、3目障害福祉費は、障害者総合支援介護給付費等の増加により、617万7,000円の増額、5目福祉医療費は、実績見込みにより、1,750万円の減額、6目後期高齢者医療費は、保険基盤安定繰出金の実績見込みにより、66万6,000円の減額となります。2項児童福祉費は、児童手当支給事業や民間保育所

運営委託事業などの実績見込みにより、2,811万円の減額となります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、コロナワクチン接種事業や健康づくり推進事業など、各種事業の実績見込みにより、1,932万2,000円の減額、2項環境衛生費は、燃やせるごみ袋の作成費用で、20万円の増額となります。

6款農林水産業費、1項農業費は、1目農業委員会費で、農地利用適正化交付金事業による農業委員会報酬の増等により、430万2,000円の増額、2目農業総務費は、財源更正となります。3目農業振興費は、各補助事業等の実績見込みにより、3,180万9,000円の減額、4目畜産振興費は、畜産農家応援事業支援金の実績見込みにより、101万3,000円の減額、5目農地費は、特定農業用管路特別対策事業費の増加による負担金の増や地籍調査の実績見込みにより、549万6,000円の増額、6目農村整備事業費は、多面的機能支払交付金事業の実績見込み等により、895万3,000円の減額となります。2項林業費は、県単治山・治水工事の負担金の確定や各種事業の実績見込みにより、176万1,000円の減額となります。

7款商工費は、農産物輸出促進事業の実績見込みによる負担金の減や、道の駅の足湯の使用料と急速充電器の課金システム使用料の増などにより、39万5,000円の減額となります。

8款土木費、1項道路橋梁費は、道路維持管理に伴う重機借上料や除雪作業費の増加等により、7,920万円の増額、4項建築費は、新築住宅補助事業の実績見込みにより、320万円の減額となります。

9款消防費は、各事業の実績見込みにより、176万円の減額となります。

10款教育費、1項教育総務費は、小学校統合校舎建築基本構想の策定委託を行わなかったことや事業実績などにより、1,597万5,000円の減額、2項小学校費は、東小学校の光熱水費や工事費等の減により、150万円の減額、3項中学校費は、光熱水費の減や中体連の車借上料の実績見込みで、120万円の減額となります。5項社会教育費は、公民館の光熱水費や工事費の減により、161万5,000円の減額となります。6項保健体育費は、事業の実績見込みによる減と、給食材料費の増により、259万円の減額となります。

以上が今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第28号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第21 議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第21、議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第29号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億6,551万3,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は、産前産後保険料繰入金分の13万7,000円を減額いたします。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、出生件数の減少による出産育児一時金等繰入金や産前産後保険料繰入金の確定により、426万3,000円の減額となります。

次に、歳出であります。2款保険給付費、4項出産育児諸費は、出生件数の減少見込みにより、660万円の減額となります。

7款基金積立金、1項基金積立金は、剰余金220万円を積み立てるものであります。

以上が今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第29号につきましても、本日は提案理

由の説明のみであります。

◎日程第２２ 議案第３０号 令和５年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第22、議案第30号 令和５年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第30号 令和５年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,003万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億8,544万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。１款分担金及び負担金、２項負担金は、新規加入申込みが増えたことにより、213万4,000円の増額となります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は、滞納繰越し分の収入が見込まれるため、64万8,000円の増額、２項手数料は、工事事業者指定手数料等の増が見込まれるため、15万6,000円の増額となります。

５款繰入金、２項基金繰入金は、財源調整により、1,296万9,000円の減額となります。

次に、歳出であります。１款総務費、１項総務管理費は、施設の光熱水費の減や配水管布設替工事費が確定したことにより、1,003万1,000円の減額となります。

以上が今回お願いをいたします簡易水道事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第30号につきましても、本日は提案理

由の説明のみであります。

◎日程第２３ 議案第３１号 令和５年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第23、議案第31号 令和５年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第31号 令和５年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,831万円を減額し、歳入歳出予算の総額を３億4,905万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。１款分担金及び負担金、１項分担金、１目農業集落排水事業分担金は、新規申込みの増により、400万円の増額、２目浄化槽事業分担金は、新規申込みが少なかったことにより、125万円の減額となります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は、農業集落排水使用料及び浄化槽使用料の滞納繰越し分の収入が見込まれるため、59万円の増額となります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は、交付金額の確定により、757万4,000円の減額となります。

４款県支出金、１項県補助金は、単独処理から合併処理に転換した浄化槽２基分が交付対象となり、62万円の増額となります。

６款繰入金、２項基金繰入金は、財源調整のため、農業集落排水事業基金繰入金が1,029万6,000円の減額となります。

９款村債は、浄化槽設置事業費の確定に伴い、440万円の減額となります。

次に、歳出であります。1 款総務費、1 項総務管理費は、施設の電気料金等の減や施設の維持管理委託料の事業費の確定により、939万円の減額となります。

2 款戸別浄化槽事業、1 項戸別浄化槽事業費は、浄化槽保守点検委託料や合併浄化槽設置工事費の確定により、892万円の減額となります。

以上が今回お願いをいたします農業集落排水事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第31号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 2 4 議案第 3 2 号 令和 5 年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第24、議案第32号 令和 5 年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第32号 令和 5 年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,811万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億8,128万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。2 款分担金及び負担金は、介護利用者分担金の実績見込みにより、3 万2,000円の減額となります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、介護給付費国庫負担金の交付決定により、670万

7,000円の減額、2項国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金等の実績見込みにより、52万2,000円の減額となります。

5款支払基金交付金は、介護給付費交付金の実績見込みにより、3,364万4,000円の減額となります。

6款県支出金、1項県負担金は、介護給付費負担金の実績見込みにより、751万9,000円の減額、3項県補助金は、地域支援事業交付金の実績見込みにより、40万円の減額となります。

9款繰入金、1項一般会計繰入金は、対象者の増加が見込まれるため、低所得者保険料軽減に係る繰入金が70万7,000円の増額、2項基金繰入金は、介護給付費の減少が見込まれるため、999万6,000円の減額となります。

次に、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は、介護報酬改定に伴うシステム改修により、59万4,000円の増額、3項介護認定審査費は、審査件数が増えたため、20万円の増額となります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、介護老人福祉施設等の利用者の減少等により、5,989万2,000円の減額、2項介護予防サービス給付費は、実績見込みにより、50万円の増額となります。3項その他諸費から6項特定入所者介護サービス等費は、国・県支出金等の交付額の確定等による財源更正となります。

5款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防デイサービス事業の利用減少等により、11万5,000円の減額となります。

7款諸支出金、3項繰出金は、地域包括支援センター運営費補助の実績見込みにより、一般会計繰出金が60万円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第32号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第25 議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

について

○議長（片柳悦夫君） 日程第25、議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第33号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ59万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億359万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1 款後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療特別徴収保険料は、保険料賦課額の減少に伴い、295万9,000円の減額、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料は、年齢到達等による普通徴収保険料の増加に伴い、303万3,000円の増額となります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が66万7,000円の減額となります。

次に、歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金等の確定に伴い、59万3,000円の減額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第33号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時15分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 1 4 分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第 2 6 議案第 3 4 号 令和 6 年度昭和村一般会計予算について

◎日程第 2 7 議案第 3 5 号 令和 6 年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第 2 8 議案第 3 6 号 令和 6 年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第 2 9 議案第 3 7 号 令和 6 年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第 3 0 議案第 3 8 号 令和 6 年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第 3 1 議案第 3 9 号 令和 6 年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（片柳悦夫君） 日程第26、議案第34号 令和 6 年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第26、議案第34号 令和 6 年度昭和村一般会計予算について、日程第27、議案第35号 令和 6 年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第28、議案第36号 令和 6 年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第29、議案第37号 令和 6 年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第30、議案第38号 令和 6 年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第31、議案第39号 令和 6 年度昭和村下水道事業会計予算についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算から議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算まで、一括上程のお許しをいただきましたので、一括で説明を申し上げます。

まず、令和6年度昭和村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度の我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済に前向きな動きが見られております。

令和6年度については、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待されております。

ただし、海外景気の下振れリスクや価格動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとしております。

こうした中、「令和6年度の経済財政運営の基本的態度」では、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却、「成長と分配の好循環」の実現などを目指すこととしております。

そのような経済状況の中、昭和村の令和6年度の当初予算は、一般会計で47億2,800万円と、前年度比1.3%の減額とし、特別会計を含めた予算では、68億5,821万2,000円となります。

また、令和6年度から、簡易水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が地方公営企業法の一部適用となり、それぞれ簡易水道事業会計、下水道事業会計となります。

公営企業会計の予算については、簡易水道事業会計が、収益的収入で1億7,456万円、収益的支出が1億6,331万3,000円、資本的収入が880万8,000円、資本的支出が5,281万7,000円となっております。

下水道事業会計については、収益的収入が2億9,698万7,000円、収益的支出が2億6,094万2,000円、資本的収入が1億4,695万5,000円、資本的支出が2億1,139万7,000円となっております。

基本的な考え方としましては、第5次総合計画・後期基本計画との整合性を図りながら、限られた財源の中で、人口減少対策に重点を置き、若者世代が子育てしやすい村づくりを進めてまいります。

新規施策としましては、子育て世帯や若者世代の負担軽減を図るため、給食費の完全無償化の実施、保育園のおむつ回収事業の開始、こども家庭センターの設置、返済した奨学金分を補助する奨学金返済支援事業などを行います。

また、若者の定住促進を促すため、新築住宅補助金の補助額かさ上げ、宅地分譲地の整備などを行います。

そして、令和5年度に引き続き、スーパー誘致事業を計画的に行い、できる限り早期のオープンを目指して取り組んでまいります。

次に、歳入の主なものでありますが、1款村税については、10億9,097万2,000円で、前年度より0.2%の増額としております。要因としましては、法人住民税の若干の伸びを見込んでいることによるものであります。

また、2款地方譲与税から9款環境性能割交付金については、実績及び今後の情勢等を考慮し、予算化しております。

次に、10款地方特例交付金については、定額減税の影響分を計上したため、3,014万1,000円と大きく増加しております。

次に、11款地方交付税については、寒冷補正の積雪の級地区分が2級地から1級地に変更となったことなどから減少を見込み、14億7,400万円とし、前年度より3.3%の減額となっております。

次に、15款国庫支出金については、3億1,623万6,000円とし、前年度より18.6%の増額となっております。主な要因としては、上下水道料金の基本料金等の減免に充当するための交付金の増によるものであります。

次に、16款県支出金については、3億6,786万5,000円とし、前年度より2.2%の減額となっております。主な要因は、群馬県知事選挙と群馬県議会議員選挙の交付金の減によるものであります。

次に、18款寄附金については、1億2,000円とし、昨年度同様に緑の大地ふるさとしょうわ寄附金での収入を見込んでおります。

次に、19款繰入金については、8億3,689万6,000円で、3.7%の減額となっております。主な要因は、庁舎整備基金や緑の大地ふるさとしょうわ基金の繰入額が減少したことによるものであります。

令和6年度の各基金からの繰入額は、各種事業の財源調整のため、財政調整基金より3億5,012万円、赤城西麓事業基金より9,300万円、緑の大地ふるさとしょうわ基金より3億8,800万円を繰り入れ、各種事業に充てる計画であります。

なお、今後も継続的事業に係る費用の不足分については財政調整基金より繰り入れ、その他公共施設の整備など特定の目的に係る費用については、各特定目的基金より繰入れを行うこととしております。また、緑の大地ふるさとしょうわ基金については、寄附者の意向に沿うような事業に充てて、事業の充実を図っていきたいと考えております。

次に、22款村債ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債を1,000万円としております。そして、県単の治山治水事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債を500万円、消防ポンプ車2台の購入費に充てる防災対策事業債を2,920万円、防火水槽の設置に充てる緊急防災・減債事業債を1,760万円借り入れて事業を実施いたします。なお、全ての借入れは、元利償還金に対する交付税措置のあるもので計画しております。

続きまして、歳出であります。各課が行う事業については、「わかりやすい予算書」に重点事業としてまとめており、第5次総合計画の施策の大綱に従い、7つのむらづくりに分けて記載させていただくとともに、主要事業を各課ごとにまとめておりますので、後ほどご確認をいただき、この場では、歳出の主な内容につきまして説明させていただきます。

初めに、1款議会費については、7,678万2,000円で、前年度より5.2%の減額となっております。

次に、2款総務費ですが、10億8,991万9,000円で、前年度より1.2%の減額となっております。主な要因は、新庁舎関連工事などが完了し、1億2,600万円の減額となったためであります。新規事業では、地方公共団体情報システムの標準化・共通化により9,345万4,000円、宅地分譲事業で3,000万円などを計上しております。また、令和5年度に引き続き、スーパー誘致事業を計画的に進めてまいります。

次に、3款民生費ですが、11億7,259万5,000円で、前年度とほぼ同額ですが、福祉医療費扶助費は大幅な減額となっております。

次に、4款衛生費ですが、3億2,841万6,000円と、前年度より0.2%の増額となっております。主な要因は、沼田市外二箇村清掃施設組合への負担金の増や、新規事業のこども家庭センター事業の実施などによるものであります。

次に、5款労働費ですが、95万6,000円で、前年度より71.9%の増額となっております。主な要因は、給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金の増によるものであります。

次に、6款農林水産業費ですが、6億7,802万7,000円で、前年度より10.7%の増額となっております。主な要因は、国営施設応急対策事業赤城西麓地区負担金や特定農業用管路特別対策事業負担金の増によるものであります。

次に、7款商工費については、7,058万1,000円で、前年度より68.9%の減額となります。主な要因は、旬菜館の増築や道の駅への遊具の設置に伴う工事費が減少したためであります。

次に、8款土木費については、3億3,055万4,000円で、前年度より19.3%の増額となっております。主な要因は、新築住宅補助金の補助額かさ上げや新規事業の君河原橋耐震補強工事を実施するためであります。

次に、9款消防費については、2億7,577万6,000円で、前年度とほぼ同額となります。前年度と比べ、分団の消防車が3台から2台の購入により4,265万7,000円減少しましたが、防火水槽の設置費2,152万5,000円や防災無線バッテリー交換費用792万4,000円、分団運営補助金487万9,000円の増などにより、前年度とほぼ同額の予算となっております。

次に、10款教育費については、4億1,323万5,000円で、前年度より3.5%の減額となります。主な要因は、小中学校の特別教室へのエアコン設置工事や、小学校統合校舎建築基本構想策定委託料、公民館音響設備の入替え工事費などが減額となったことによるものであります。また、新規事業として、給食費の完全無償化や返済した奨学金の補助などを行う計画となっております。

次に、11款災害復旧費については、418万5,000円で、前年度と同額であります。

最後に、12款公債費については、2億8,397万2,000円で、前年度より3.4%の増額となります。近年においては、国や県からの補助金が少なく、どうしても起債に頼らざるを得ない部分が出ており、公債費も大きく下がりませんが、目安を3億円程度として大幅に返済が増えることがないように努めてまいります。

以上で歳出についての説明といたします。

令和6年度予算は、新庁舎関連工事が終了するため、前年度よりも予算総額は下がっておりますが、スーパー誘致事業や宅地分譲事業、地方公共団体情報システムの標準化・共通化などの大きな事業費の予算も計上しております。それらの事業を計画的に着実に進めていくとともに、各事業の執行段階においては、効率や費用対効果を検証し、無駄な経費の削減を常に考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上が令和6年度昭和村一般会計予算の概要であります。

次に、議案第35号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億3,205万6,000円で、前年度比880万6,000円の減額となります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は3億7,808万1,000円で、前年度比270万1,000円の減額となります。

次に、4款県支出金は、7億5,798万8,000円で、前年度比419万5,000円の増額となります。主な要因は、県繰入金の増額が見込まれるためであります。

次に、7款繰入金は、9,597万7,000円で、前年度比1,029万9,000円の減額となります。主な要因は、保険基盤安定繰入金の減額が見込まれるためであります。

次に、歳出であります。1款総務費は、1,142万4,000円で、前年度比56万3,000円の増額となります。

次に、2款保険給付費は、7億2,862万1,000円で、前年度比803万6,000円の減額となります。主な要因は、療養給付費の減額によるものであります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、県の算定により4億6,845万3,000円で、前年度比679万7,000円の増額となります。

次に、6款保健事業費は、2,044万8,000円で、前年度比692万1,000円の減額となります。主な要因は、第3期データヘルス計画の完了により委託料が減少したことによるものであります。

次に、9款諸支出金は、210万5,000円で、前年度比120万9,000円の減額となります。

次に、10款予備費は、100万円で、前年度と同額となります。

以上が令和6年度国民健康保健特別会計予算の概要であります。

次に、議案第36号 令和6年度昭和村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ7億8,457万7,000円で、前年度比5,867万8,000円の減額となります。

まず、歳入であります。1款保険料は、1億7,583万8,000円で、前年度比1,184万円の減額であります。主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づく保険料額が減少したことによるものであります。

次に、4款国庫支出金は、1億7,057万6,000円で、介護給付費の減少により、前年度比1,122万4,000円の減額となります。

5款支払基金交付金は、2億425万9,000円で、前年度比1,557万円の減額。

6款県支出金は、1億1,252万3,000円で、前年度比939万2,000円の減額。

9款繰入金は、1億2,102万4,000円で、前年度比1,065万2,000円の減額となります。

次に、歳出であります。1款総務費は、1,367万3,000円で、前年度比148万9,000円の減額となります。主な要因は、第9期介護保険事業計画策定終了に伴う委託料の減額によるものであります。

2款保険給付費は、7億3,744万円で、前年度比6,309万6,000円の減額となります。主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づく介護給付費見込額の減少によるものであります。

5款、地域支援事業費は、2,762万4,000円で、前年度比590万7,000円の増額となります。主な要因は、要支援認定者の訪問型・通所型サービス利用者数の増加見込みによる、介護予防・日常生活支援総合事業の増加によるものであります。

以上が令和6年度昭和村介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第37号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,357万9,000円で、前年度比1,300万円の増額となります。

まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料は、8,133万1,000円で、前年度比1,107万円の増額となります。

2款繰入金は、2,929万6,000円で、前年度比193万円の増額となります。主な要因は、保険

基盤安定負担金見込額の増加に伴う繰入金の増額によるものであります。

4 款諸収入は、295万1,000円で、前年度と同額であります。

次に、歳出であります。1 款総務費、606万4,000円で、前年度比69万8,000円の増額であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、1 億745万円で、前年度比1,230万4,000円の増額となります。主な要因は、広域連合で算定した保険料負担金や保険基盤安定負担金の増額によるものであります。

3 款諸支出金は、6 万1,000円で、前年度と同額であります。

4 款予備費は、4,000円で、前年比2,000円の減額であります。

以上が令和 6 年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議案第38号 令和 6 年度昭和村簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業は、令和 6 年度より地方公営企業法の一部を適用し、特別会計から公営企業会計に移行いたします。このため、予算書につきましても新たな様式となっております。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款簡易水道事業収益が、予定額 1 億 7,546万円となります。

第 1 項営業収益は、主に水道料金で、8,396万5,000円を計上しております。

第 2 項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で、8,317万4,000円を計上しております。

第 3 項特別利益は、基金からの繰入れで、832万1,000円を計上しております。

次に、支出の第 1 款簡易水道事業費用は、予定額 1 億6,331万3,000円となります。

第 1 項営業費用は、水道施設の管理等に要する経費で、1 億5,210万1,000円を計上しております。

第 2 項営業外費用は、消費税の支払い等で、842万2,000円を計上しております。

第 3 項特別損失は、人件費の一部で、179万円を計上しております。

第 4 項予備費は、100万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款簡易水道事業資本的収入が、予定額880万8,000円になります。

第 1 項企業債は、公営企業会計適用債を借入れ、180万円を計上しております。

第2項補助金は、一般会計からの補助金で、612万7,000円を計上しております。

第3項工事負担金は、新規加入負担金で、88万1,000円を計上しております。

次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出は、予定額5,281万7,000円となります。

第1項建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として、1,246万6,000円を計上しております。

第2項企業債償還金は、4,035万1,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4,400万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が令和6年度昭和村簡易水道事業会計予算の概要であります。

次に、議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計は、農業集落排水事業と戸別浄化槽事業の2つの事業をまとめた会計となり、令和6年度より地方公営企業法の一部を適用し、特別会計から公営企業会計に移行いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款下水道事業収益が、予定額2億9,698万7,000円となります。

第1項営業収益は、主に下水道料金で、4,420万2,000円を計上しております。

第2項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で、2億4,554万7,000円を計上しております。

第3項特別利益は、基金からの繰入れで、723万8,000円を計上しております。

次に、支出の第1款下水道事業費用は、予定額2億6,094万2,000円となります。

第1項営業費用は、施設の管理等に要する経費で、2億3,903万5,000円を計上しております。

第2項営業外費用は、企業債の支払利息等で、2,024万円を計上しております。

第3項特別損失は、人件費の一部で、66万7,000円を計上しております。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款下水道事業資本的収入が、予定額が1億4,695万5,000円となります。

第1項企業債は、資本費平準化債等の借入れで、1億890万円を計上しております。

第2項補助金は、建設改良費に伴う国・県や村からの補助金等で、3,055万3,000円を計上しております。

第3項負担金は、新規加入分担金で、750万2,000円を計上しております。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出は、予定額2億1,139万7,000円となります。

第1項建設改良費は、農業集落排水及び戸別浄化槽の施設整備に要する経費で、2,543万6,000円を計上しております。

第2項企業債償還金は、1億8,596万1,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,444万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上が令和6年度昭和村下水道事業会計予算の概要であります。

以上で、一括上程させていただきました、議案第34号 令和6年度昭和村一般会計予算から議案第39号 令和6年度昭和村下水道事業会計予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、各会計の当初予算につきましては、十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） これより総括質疑に入ります。

9番議員、林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 各会計予算案について、総括的に質疑を行います。

最初に、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について伺います。

標準化が法律で義務化され、2023から2025年度の3年間が移行支援期間されました。新年度予算案の企画費に、突然9,345万円もの巨額な委託料が計上されました。

事業の詳細内容は、予算審査特別委員会で当然なされると思いますが、①このような大事業にもかかわらず、今まで一度も議会に事前説明をしてこなかった。資料の1枚も配付しなかった理由について、納得のいく説明を村長にお聞きしたい。

②3年間しかないのに、なぜ2023、令和5年度から開始しなかったのか、その理由をお聞

きしたい。準備が間に合わなかったらどうするのでしょうか。

③国が指定したガバメントクラウド活用が努力義務、事実上の強制ですが、本村及び近隣広域市町村はどのIT企業を検討されているのか、伺いたい。

④国がつくったソフトにデータを移行するだけなのに、なぜ9,000万円もの巨額な経費がかかるのか、納得のいく説明を求めます。

⑤移行予定の20業務について、現在の年間ランニングコストの総額は幾らで、移行後は幾らくらい節減が見込めるのか、説明を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林幸司議員さんの地方公共団体の基幹業務システム統一・標準化についてのご質問にお答えをいたします。

住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するため、情報のシステムは事務の大半が法令で定められていますが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に情報システム機能のカスタマイズを行ってきました。その結果、維持管理や制度改正時の改修等において個別対応を余儀なくされ、負担が大きいこと、情報システムの際の調整が負担となり、クラウドによる共通利用が円滑に進まないこと、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいことなどの課題が生じておりました。

このような課題を解決するため、標準化対象業務について、標準化に適合した標準準拠システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年5月に成立し、令和7年度までに標準化対象業務を行って、標準化準拠システムへの移行を行うこととされました。

ご質問の①大事業にもかかわらず一度も議会に説明がなく、資料の1枚も配付しなかった理由についてですが、地方公共団体情報システム標準化予算につきましては、令和5年度当初予算において、文字情報基盤対応に伴う作業委託料250万円を計上させていただいており、「わかりやすい予算書」においても、新事業として掲載し、説明もさせていただいております。

令和6年度に戸籍関係以外の業務について標準化システムへの移行事業を行います。標準化するに当たり、国から各業務について標準仕様書が示されたものの、現在でも改訂があるなど、標準化システムの開発に時間を要し、事業費をお示しできるのが令和6年度当初予算とな

りましたので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 堤 美德君発言〕

○企画課長（堤 美德君） 林幸司議員さんの地方公共団体基幹業務システムの統一・標準化についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、②のなぜ令和5年度から開始しなかったのかについてですが、令和5年度において、当初予算に文字基盤対応に伴う作業委託料250万円を計上させていただき、事業は開始をしております。令和5年分の作業につきましては終了し、全額補助金対応ということで、補助金の申請をしているところでございます。

全体の予定といたしましては、戸籍関係業務以外の標準化を令和6年度中に実施し、戸籍及び戸籍の附票につきましては、令和6年度にデータクレンジングを行い、令和7年度に標準化システムへ移行いたします。今後は、令和7年度までに標準化システムへの移行が完了するよう、委託先業者と連絡を密に取り合い、事業を進めてまいります。

次に、③のどのIT企業を検討されているのかについてですが、ガバメントクラウドに関しては、戸籍関係以外の業務、Oracle Cloudを検討しております。戸籍関係につきましては、富士ファイルシステムサービスクラウドとなります。利根沼田地区の市町村は、全て同じ状況でございます。

続きまして、④のなぜ9,000万円もの巨額な経費がかかるのかについてですが、標準化への移行につきましては、国がソフトをつくるのではなく、現在、全国の地方公共団体においてシステムや様式等がばらばらであるものを、国が全国共通の標準仕様書を定め、各電算会社がその仕様書に合ったシステムを開発し、データの整理をする必要があります。令和5年度に実施した文字情報基盤対応もそのうちの一つでございます。また、17業務のガバメントクラウドへの対応が必要なため、データ移行や環境構築にも費用がかかり、高額となっております。

続きまして、⑤の移行予定の20業務のコストについてですが、昭和村におきましては、就学、生活保護、児童扶養手当業務を除いた17業務が対象となり、令和5年度における年間ランニングコストは、委託料、使用料合わせて約7,000万円となっております。

移行後につきましては、はっきりとした金額は出ていませんが、新たにガバメントクラウド

関連の経費が発生するほか、現在の物価高により新規導入する機器のリース代も上がることから、節減は見込めない状況でございます。

将来的には、委託料に関しましては、今まで制度改正があるごとに多額の費用が発生していましたが、標準化により対応経費の削減が見込める予定とはなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 分かったような、分からないような感じの話だったんですが、250万円の予算を取って今年度もやってきたという、何か実感が湧かないんですけれども、どんなことやってきたのかなという実感が湧かないんですけれども、着手はしていたと。

全国共通でありますから、昭和村だけでやるわけじゃない事業でありますので、私も少しは経費が安くなってよくなるんだろうなんて勝手に個人的には思って、悪い事業じゃないなんていうふうには思っていたんですが、新聞報道などを見ると、ちょっと心配になってきました。

村民の本当に個人情報、ほとんど全ての個人情報、戸籍謄本から、住民票から、保育から、介護保険から、本当に昭和村が持っている村民の個人情報、全部そっくりお預けするような事業なのかなというイメージでいるわけで、この間、新聞報道もなされていたのであれなんですけれども、例えば政府クラウドはアマゾン一強だと、ほとんどの市町村のデータは全部アマゾンに持っていかれるよと。政府クラウド、2025年移行はもう困難と。国のほうも、どうも3年間ではもう無理ということで、一部は少し延びてもしょうがないということに変更したみたいな話も出ています。

期限ありきでやられるので、市町村は悲鳴を上げているということで、昭和村のほうは悲鳴が上がってこなかったんで私も分からないんですが、政府クラウドというのが何でアマゾンなのかなと。ちょっと心配になっちゃうわけなんですよね。日本の国内には、あまりこういうでっかいデータを扱ってやられるような企業のノウハウが少ないので、アメリカのIT企業4社がほとんど日本中の自治体のデータを独占しちゃうというようなことでも随時報道されているんで、私も見てはいたんですけれども、村として本当に何かやっているのかなという、ちょっ

と感じがして、予算書に9,000万円も出てきてどきっとしましたよ。ちょっと額が半端じゃないですし。

本当に村民のこれだけ大事な個人情報を、国がやることだから大丈夫だと言われればそうなんですけれども、扱うわけですから、市町村としても、これは本当に村の歴史に残るような大きな事業なんだという認識であれば、もう少しやっぱり議会にも資料とかパンフレットとか、いっぱい出ていますよね。これは1枚も資料もらった覚えがないんですよ。全員協議会のときもそんな詳細な説明も受けた覚えがないので、ちょっと当局はどうなっているのかなということで、①番、お聞きしたわけなんですけれども、もうちょっと時間をかけて、この問題は議会にも、きちんと分かっている範囲内でも随時説明をしていただいてももらったほうがよかったんじゃないかなと感じただけなんですけれども、その辺、村長どうなんですか、この1年間。途中で話聞いたことなかったですよ。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど私が申したとおりなんですけれども、私も新聞等々、またいろんなほかの市町村からも、情報をいただいた経過あります。まだ、内容が本当に全く定まっていなかったということがありました。負担の関係も、国が全額補助でやるような話も当初はあったようには思うんですけれども、それがその辺の割合がなかなか明確でなかったりとか、なかなか議会に報告するようなレベルの話でなくて、もう新聞で私なんかも見た範囲でそういったことを、またほかの町村長からそういったことで、小さい村の負担もかなり大きくなるんで、将来が心配だなんていう話も聞いた程度で、最近になって、本当に去年の暮れあたりからこういう制度が始まって、これを取り組んでやるんだというような情報を得てきたので、これからいろいろとまた精査して、また出せる正確な情報があれば議会のほうにも情報提供していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） あと、やっぱりランニングコストが、先ほど課長のほうから、現在こ

の20業務のうち17が対象だということなんですけれども、この17の対象業務で、既に今までも昭和村に年間7,000万円のランニングコストがかかっているという、大雑把に。もう本当にこのデータの管理は多額の委託料等が出ているので、毎年何とか節約という話があって、ほかの市町村と一緒にシステムでやったらというような話があって、結構、群馬県内でも広域圏レベルで共通化してやって、吾妻なんかもう共通化して既にやっているという話も聞いていますし、みんな苦労しているんだなと。

先ほど課長の答弁で、何か7,000万円が節減になるのは見込めないという答弁で、ちょっとびっくりしちゃったんで、せっかくそうやって国がやるんだから、半分ぐらいにならなくちゃ意味がないんじゃないんですか、課長。村長じゃないけれども。だって、移行しても7,000万ぐらいかかるというのは、ちょっと納得ができないんですよ。

これはやっぱり半分ぐらいになるように、市町村としても声を上げていって、せっかくやるんなら国のほうも市町村の負担が減るように対応してくれよというんで声上げていかないと、みんなIT企業に持っていかれちゃうんじゃないんですか、お金。そんな感じがするんですけども、課長、その感想をちょっともう一回だけ ます。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 堤 美徳君発言〕

○企画課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどランニングコストが7,000万と、今後標準化に移行した場合にあんまり節減は見込めないというような答弁をさせていただきましたけれども、この標準化するに当たっては、先ほども申しましたけれども、もし制度改正があった場合には、当然今までよりは経費が節減できると思います。

今回、経費節減が見込めないとちょっと答弁させていただきましたけれども、それについては、今現在使っている機器等も大分今古くなっていて、それも今後ちょっと買い換えていかなければならないというようなことがございまして、そのような答弁をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

ただ、今後は少しでも節減をできるようには対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） あんまり時間取ってもあれなんで、また予算説明のときにも、できればある資料ぐらいい配ってもらって、また随時全協で時々分かるように説明をお願いしておきまして、時間もありますんで、2つ目の質問に移ります。

君河原橋の橋梁耐震化事業について伺います。

今年度、令和5年度事業で、既に詳細設計を2,310万円で発注してあります。それを受けて、新年度から耐震補強工事を行う予算として、新年度予算に4,042万円が計上されております。

建設課長に伺います。

①どのような耐震補強工事を行うのか、概要説明を求めます。

②耐震化事業費の総額は最終的にどのくらいを見込んでいるのか、現時点で分かる範囲で伺っておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 林幸司議員さんの君河原橋の橋梁耐震化事業についてのご質問に答えをいたします。

初めに、①のどのような耐震補強工事を行うかについてであります。詳細設計につきましては現在設計中でありますので、詳しくはまだ確認できておりませんが、主な工事概要としましては、橋脚の補強工事や落橋防止のための橋桁等の補強工事となるかと思われますので、よろしく願いいたします。

次に、②の耐震化事業費の総額はどのくらいを見込んでいるのかについてであります。事業申請時の設計工事費の総額では、令和5年度から令和7年度の3年間で8,500万円を見込んでおりました。しかし、ここには施行中の管理業務委託等が含まれておりませんでしたので、それらを含めると、総額で1億円ほどになるかと思われます。

なお、今後の詳細設計の内容によっては工事費が増減することもあるかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） ドローンまで飛ばして、橋をみんな写真撮ったりして、何か設計して

いるという新聞報道がありましたんで、わっ、これはなかなか金かかりそうだなと。建設工業新聞にも1億円以上はかかると。もうマスコミにも書いてあるんですよ。だけれども、議会には一言もそういうご説明は今までないんですよ。

やっぱりこういう大事業なんですから、当初予算に4,000万、これ別に必要なんだからしょうがないと思っていますが、みんな設計会社任せだから、その結果が年度でまだ来ないから、課長も分からないというような答弁だったですよ。新聞報道のほうが分かっているような感じの状況なんですけど、予算説明のときは時間もありますんで、時期を見て、やっぱり1億かかる事業ですから、こういうところをこうにやるんだという、もうちょっと分かりやすい資料も出してもらって、議会にもきちんと説明してください。

予算のときにはまだ資料が出ないかもしれないですけども、これから1億円かけてやる内容、もう少し議員みんなが、あ、こういうんならしょうがないなという、納得ができるような資料を要求しておきたいと思います。

じゃ、3つ目の質問に移ります。

物価高騰対策について伺います。

物価高騰対策としての国の重点支援地方交付金については、総額が約3兆8,900億円の規模となっています。そのうち、給付金事業分として2兆6,900億円、住民税非課税世帯への7万円給付と、今回の補正予算に計上されている低所得世帯10万円の給付金事業があります。また、6月より1人4万円の定額減税も予定されています。

さらに、交付金の市町村等推薦事業メニュー分1兆2,000億円については、自由に物価高騰対策に活用できます。今回の新年度予算には2,283万円の歳入が計上されているようですが、確認の意味で聞いておきたいと思いますが、①重点支援地方交付金の本村への交付限度額、そのうち推奨事業分の交付限度額について説明を求めます。

②この推奨事業メニュー分の活用について、2,283万円の内容も含めて、簡単に説明していただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 堤 美徳君発言〕

○企画課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本村への交付限度額ですが、住民税非課税世帯への7万円給付分が5,234万5,000円、住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付及び子ども加算5万円の給付分などで、5,455万円となっております。これら給付金の限度額については、給付の実績により変わってきます。

また、推奨事業メニュー分については、2,283万3,000円で、交付限度額合計では1億2,972万8,000円となっております。

次に、②の推奨事業メニュー分の活用については、令和6年度の上下水道基本料金の免除事業として、第1期から第4期に充当する計画でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 一般質問でも、物価高騰対策、ぜひやってほしいということをお願いをする予定でありますので、ちょっと時間もありますが、商工会長さんのほうからお願いをされて、ぜひさらなる中小業者の支援策をお願いされたとき、村長のほうから、国からお金が来ないからやらないよみたいな冷たい態度だったので、どのくらい来るのかなという。

やっぱりこういった交付限度額が確定したら、ある程度そういった資料も議会にどんどん出してもらいたいと思うんですけれども、今回、当初予算に2,283万3,000円、これが交付限度額だということが分かりました。この事業は上下水道で、使い道はそれでも結構だとは思いますが、お金があるのに商工会長に冷たい態度を取りたくないという気持ちで、ちょっと確認の意味で聞いたんですけれども、物価高騰対策は国から補助金が今回これだけ、もうすごい1億を超える事業があるわけですから、村独自でもやっぱり物価高騰対策、できる限り頑張っていかなきゃならないんだらうなと私は思っていますので、その辺は一般質問で、また再度村長にお聞きしたいと思います。

じゃ、時間もありますので、最後の4項目めの質問をお願いしたいと思います。

保育料の完全無料化について伺います。

堤村長、最後の予算編成となりますから、当然公約であります保育料の完全無料化予算が提案されるものと期待をしていたわけでありましたが、大変残念であります。

孺恋村の議会が役場新庁舎の視察に来られたそうです、21日に。孺恋村では9年も前に、村長提案の予算を否決してまで、議会として、学童クラブ、学校給食費、保育料、あと18歳まで

の医療費の無料化を9年前に一気に無料化を実施するというので、予算の再提出を進めまして、議会主導で子育て支援策、昭和村よりも9年も早く実現をしているということを聞いているわけでありましたが、そこで伺いたいわけでありましたが、①新年度の入園児童数及び保育料有料の第1子園児は何人を見込んでいるのか、完全無料化に必要な予算額は幾らになるのか、説明を求めたいと思います。

②村長の公約なんですから、新年度から完全無料化、ぜひ実施をしていただきたいと思うわけですが、村長にお聞きをします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの保育料の完全無料化についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の新年度の入園児総数及び保育料有料の第1子園児は何人見込んでいるのか、完全無料化に必要な予算額は幾らになるのかについてお答えをいたします。

最初に、新年度の3園の入園予定者数は204名となっており、そのうち第1子園児の入園見込数は18名となります。そして、完全無料化に必要な予算については約300万円となります。

次に、②の新年度から完全無料化を実施していただきたいにつきましては、当初予算には歳入で保育料を計上しておりますが、来年度から保育料を完全無償化できるよう準備を進めているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 来年度から完全無料化、やっていただけるというような、ありがたい答弁をいただきました。ありがとうございます。

それと、質問の中で堤村長が最後の予算編成というふうに通っちゃったんですけども、私もチラシでもお知らせしちゃって、先ほどご指摘を受けたんですが、まだ堤村長は、公の場所で5月の村長選については進退は明言されていないから、最後の予算と言うと間違っちゃ困るよというご指摘をいただいておりますので、ニュースでも載せた関係もあるので、まだこれだけ子育て支援に頑張ってきた堤村長ですから、もう1期ぐらい頑張って、続投ということももちろんあり得るわけで、私が最後の予算編成というふうに通っちゃったのは申し訳ないわ

けなんですけれども、できれば今定例議会の最終日でも結構ですが、5月の村長選について、公の場所で、頑張るのか、頑張らないのか、一応ご表明をいただいたほうがよろしいかということで、村長にお願いだけをいたしまして、この場での質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

予算の審査につきましては、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、議員11名全員による特別委員会を設置し、審査していただくよう決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、予算審査特別委員会に決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、名称は、予算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に、5番議員、林勝美君、副委員長に、3番議員、倉沢つかさ君を指名いたします。

それでは、委員長に挨拶をお願いします。

予算審査特別委員会委員長、林勝美君。

〔予算審査特別委員会委員長 林 勝美君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（林 勝美君） ただいま予算審査特別委員会の委員長を推挙させていただきました林勝美でございます。

皆様のご協力をもって職責を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、委員長の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま設置いたしました予算審査特別委員会に、議案第34号から議案第39号までの令和6年度各会計予算書を一括して付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、一括して予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時55分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 2時41分休憩

午後 2時54分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第32 一般質問について

○議長（片柳悦夫君） 日程第32、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、5番議員 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

新年早々、能登半島地震が発生し、多くの家庭が被災し、数多くの方々が犠牲になりました。被災者の方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を捧げます。

能登半島地震の被害を受け、昭和村がどのような取組を行っているか、また今後の準備につ

いてお尋ねいたします。

①能登半島地震の被災地において昭和村が実施した具体的な支援活動は何ですか。

②自然災害に対する予防と防災対策はどのように整備されていますか。

③地域住民が災害に備えるために行うべき対策や、意識を高めるための支援は何が行われていますか。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林勝美議員さんの能登半島地震を受けて昭和村としての準備や対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の能登半島地震の被災地に対して昭和村が実際に行った具体的な取組ですが、地震発生から3日後の1月4日に役場、総合福祉センター、道の駅の3か所に義援金の募金箱を設置いたしました。個人の方々や各種団体からのご協力をいただき、2月末の時点で40万5,927円となっております。皆様からお預かりをした義援金につきましては日本赤十字社を通じて被災地にお届けをいたします。

また、2月に行われました議会臨時会において承認をいただきましたふるさと納税を活用した石川県への見舞金300万円につきましては、2月15日に送らせていただきました。

そのほか、人的・物的な支援等につきましては、現時点では実施しておりませんが、群馬県や県町村会などと連携しつつ、必要に応じて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、②の自然災害に対する予防や防災対策は現在どのように整備されているかについては、まず、災害発生時の迅速かつ正確な情報の伝達機関として、屋外用に防災行政無線、屋内用に緊急告知FMラジオ、防災行政無線で流された情報を電話をかけることによって自動音声で確認することができる光電話サービス、また登録制の携帯メール連絡網システムを整備しております。

そのほか、国で整備をしたJアラートシステムは、防災行政無線や携帯メールシステムと連動させるなど、複数の方法により避難指示の告知や必要な情報を住民の皆様に伝達できるようなシステムを構築しております。

また、指定避難所への備品として、災害用備品を村内の全避難所に設置をしているとともに、村で保管をしている飲料水や食料、毛布などの備蓄品を速やかに避難所に届けられるよう準備をしております。

今後も、災害等の緊急時に住民の皆さんの安全が図れるよう、備蓄品の確保や災害時の相互応援協定を締結している自治体などとの連携体制を再確認しながら、災害対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、③の地域住民が災害に備えるために行うべき対策や意識の醸成について、どのような支援が行われているかについてですが、災害時の被害をできるだけ少なくするためには、国や自治体、消防、警察などの公的機関による救助活動や支援物資の提供など、公的支援である公助とともに、住民一人一人が自ら災害に備え、自分を守るために取り組む自助、それから地域や近所の人たちで助け合って取り組む共助が大変重要であります。

まず、自助の取組につきましては、自身が住んでいる周辺地域の災害リスクを把握することや、食料、飲料水、トイレトペーパーや常備薬などの日用品の備蓄、家族同士による災害時の安否確認の伝達手段の確保、避難経路の確認などが挙げられます。

村では、これら防災に係る情報を住民の皆様にお伝えするため、防災マップや防災の手引を作成し、全戸配布やホームページでの公開を行っております。

また、共助の取組としましては、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の防災意識に基づいて結成される自主防災組織が挙げられます。現在、村内には入原、川額、中宿、常木、赤城原の5つの自主防災組織が結成されており、それぞれの組織が訓練や防災用品の備蓄など自主的な組織運動を行っていただいております。

村では、自主防災組織の設立への支援はもちろんのこと、自主防災組織の充実強化に向けた補助事業を整備しております。今後も災害への意識を高めていけるよう、自助・共助・公助の連携を図り、住民と行政が一体となった災害対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。①の能登半島地震の被災地に昭和村が実際に見舞金300万円、それから2月末の時点で募金が40万5,927円ということでございます。いろ

いろな報道を見たり聞いたりすると、各自治体が給水車を持っていったり、簡易トイレをトレーラーにつけて持っていったり、それから多くのボランティアが現地に入ってボランティア活動をしている、それから芸能人が現地に入って炊き出しをしたりというような報道がなされております。

そこまでなかなか昭和村としてはできないと思いますけれども、引き続きいろんなことで援助ができればと思っております。

それから、②の自然災害に対する予防と防災対策ということですが、私、令和5年3月に避難所の耐震の状況についてお伺いしました。各避難所は最近の造りなんで耐震のほうは大丈夫だということで、安心したわけですが、各民家は高齢者が一人で古いうちに暮らしているという家庭が多く見られます。そういう家の耐震化というんですか、地震に対して強ような家にするような補助金なりを出して耐震化を進めていってほしいと思います。

それから、もし昭和村で自然災害、特に最近、千葉県の方でも地震が起きております。そのときに、昭和村でもそういうことが起きたときに、ライフラインが寸断する。道路、電気、上下水道ですね。そういうことが起きかねません。そういうときにまず上下水道、簡易水道が寸断された場合、どこから水を持ってくるか。また、9月には湧水の保全ということで質問しましたが、村内至るところに湧水や井戸で水が出ております。その湧水が飲料水に適しているかを検査して、簡易水道が寸断されて供用できないなんていうときには、すぐ活用できるような準備をしていただきたいと思います。

ただいまの湧水のこと、あるいは避難所のこと、民家の耐震化に対してお聞きしましたけれども、そのことについて、村長、答弁お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの何点かの質問にお答えをいたします。

先ほど耐震補助金の話もありました。耐震調査の事情もあるんですけれども、耐震化に対する補助金は昭和村独自ではありませんので、できるとすれば住宅リフォーム事業等ぐらいしかないので、今後、やっぱりそういったところも研究、検討していく必要があるのかなというふうに思いますけれども、一部そういった補助を出している自治体もあるということは伺っております。この機会に、またそういったことも研究はしていきたいというふうに考えております。

また、下水とか上水とか、いろいろライフラインが今回大分、能登半島の地震では打撃を受けて大変な状況になっているという報道がされております。全てを耐震機能を備えたということとはなかなか難しいかもしれません。また、能登半島は特殊な地盤状況で、大変大きな災害になってしまったというような報道もされておりますけれども、村としましては、老朽化した水道の管路もありますし、近年、布設替えを進めているところはそういった心配はかなり少ないものと思われましても、そういったところも逐次調査をしながら布設替え等々も進めていきたい。

ようやく石綿管の布設替えが終わったばかりで、以前は石綿管の水道管が大分設置をされていたという中で、現在は時折、漏水事故とかあったときにそういうものが出てくることがあったんですけれども、このところそういった話を聞いていないので、ほとんど布設替えは済んでいるのかなと思いますけれども、ともするとどこかである可能性があります。地中にあるので、以前のもので確認ができないということがあるんですけれども、逐次そういった対応もしていきたいと思います。

下水については、昭和村の下水道については、いろいろ今点検をしてもらったり、清掃してもらっていますけれども、耐震の強度的にどの程度まで持つかということは計り知れませんが、今の段階では大きな心配は少ないという報告は聞いております。

避難所でありますけれども、避難所は各所に、皆さんの地域にお世話になって設置しております。避難所だけではなかなか備蓄品が備え切れないということで、村にも備蓄しておりますし、今、庁舎の2期工事をしておりますけれども、西庁舎の下にまた備蓄倉庫の新設をするということで準備を進めておりますし、そういったことも逐次いろんな情報を聞きながら、備蓄品をそろえていきたいと考えております。

避難所の開設については、村では、以前は招集訓練といって、職員をここに集める訓練を9月にしていたんですけれども、していなかったもので、避難所の開設についての訓練を今しております。

また、今後、議員さんやいろんな団体の方にもそういった機会に参加をしていただいて、いろんな避難所で利用される備蓄品がありますので、そういった利用方法についても知ってもらって、なかなか職員だけでは手が回り切れない部分もあろうかと思います。ぜひ、避難所を開設するときには、またそういった準備を村としてもしておりますので、それぞれ皆さんに協力

をしていただきながら、また自主防災組織等々きちっとできていないところにはしてもらって、そういった訓練等をしてもらいながら、今後のいろんな災害に備えていけるよう努めていければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ちょっと私の聞き方が悪かったと思うんですけども、村内に出ている湧水、それから井戸、もし上水道、簡易水道が寸断されたときにすぐ活用できるような準備をとっておいたほうがいいと思いますけれども、それについて村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 村の水道施設は水源がかなり数多くございます。1か所が破損した、いろいろ利用できなくなっても、ほかの場所が利用できる可能性も残されているんですけども、ただ、今言われるように、やっぱり能登半島の震災を見ますと水が一番、まず最初に必要だという報道がされました。井戸水や水道水は、行政としては飲料に使うことはなかなか進められない、じゃどう準備をしたらいいかということでもありますけれども、水はいろんな使い道がありますので、いろんな使い道を工夫して使えるようにしていっていただかなと思いますし、そういった部分を今すぐ、湧水がある、また井戸があるのでそれを使えるように、例えば塩素を入れられるような施設をその場所、その場所につくるということは、なかなか難しいかもしれませんが、ただ1点、私、ある水道協会の研修に行ったときに、小規模の膜ろ過の機械があるんですね、例えば1本で。そういうのを今後いろいろ工夫をして備えておくと、それを持っていくと、例えば湧水とか流れ水をくみ上げて、そこへ塩素が供給されて飲み水に変えられるというようなことも可能性としてはあるので、そういうのも工夫していければなと思っておりますので、またそういったことも皆さんにいろいろと研究してもらって、ご提案していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ぜひそういう方向で研究して、有事のときに備えていただきたいと思います。

います。

もう一つ、ライフラインで道路ですが、有事のときに、例えば昭和村は関越高速道路が通っています。その中に橋梁部が幾つかあります。沼尾川橋、永井川橋、三室沢橋、糸井五橋、片品川橋、ここはもう30年以上たっていて経年劣化が見られます。それからトラックの重量化、過積載のトラックが通っています。それから冬の融雪剤の大量散布によって一番下の床板まで傷んでいるというようなことで、大幅なリニューアルが始まろうとしています。現在、三室沢橋でその点検や工事が始まっています。

それを考えるときに、地震が来て関越高速道路が使えなくなる可能性もあります。また、大幅なリニューアルで関越高速道路が交通止めになるというようなことが起きないとも限りません。そういう中で、これからそれに代わる道路として望郷ラインが浮かび上がってくると思います。みなかみ町から昭和村までずっと一回りしている望郷ラインですけれども、望郷ラインから渋川市までつながるような道路を1本通して、もちろん渋川市や県、国にお願いするんですけれども、バイパス的な役割でお願いして建設したらどうかと私個人として考えているんですけれども、村長、そのことに対してどう思いますか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、道路の関係ですけれども、高速道路の橋梁については当然ネクスコが管理しております、高速をまたいでいる橋については村道ですので村が管理をしております。当然もうそういった橋梁の点検はしなければいけない、必要があれば補修をする。それ以上もし必要があれば、君河原橋じゃありませんけれども、耐震補強もしなくちゃいけないという指導がありますので、その持ち場、持ち場の中でしっかりと点検して利用できるようにしていくと。

高速道路を補修中とか、そういった期間に交通止めにすることは恐らくないというふうに私は考えておりますけれども、そういったことがいつ何時あるかも分かりませんけれども、ただ災害時で通行ができなくなったときにというご提案で望郷ラインのお話がありましたけれども、大きな事業で造ってくれた望郷ラインですけれども、今それぞれの市町村として管理をしてございます。望郷ラインについてもなかなか管理が大変だということで、一度国、県に県道昇格のお願いもした経過がございますけれども、それすらも全く受け付けてもらえなかった事情が

ございます。

みなかみ町も、今、望郷ラインが月夜野町のちょっと手前で止まっております。あれを沼田市までずっと迂回をさせて屋形原あたりまでという提案があったこともあります。今言われるように、昭和村から渋川市、確かに考え方としてはすばらしい、いい構想だと思います。機会があれば、そういった要望も関係機関にできればと思いますけれども、今の段階では、私は渋川市までの望郷ラインの延伸は考えておりませんので、そこは何とも言い難いな、村としてできるのは、あれを永井まで延ばしてもらうのが精いっぱいじゃないのかなというようなイメージではいるんですけども、ぜひ、そういったことも含めていろんな将来構想というのを実際にまたつないでいかなくちゃいけないので、いろいろと研究をしていただいておりますので、また様々なご提案をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

私の漠然とした考えを申し上げて、そういうことを考えている者もいるということで頭の隅に入れておいていただきたいと思います。

③の地域住民が災害に備えるために行うべき対策ということで、自主防災組織が村内で3か所設置されて活動されておりますけれども、この前、2月28日の上毛新聞に片品村が自主防災会というところで受賞された。防災まちづくり大賞ということで、村内全域32集落で住民主体の地区防災計画を立てたということが評価されたということですけれども、昭和村としても避難の練習を兼ねたり、地域のコミュニティの強化を図る目的で、そういう防災組織を全ての地区で設置したほうがいいと思うんです。ぜひ各地区に設置していただきたいと思いますけれども、その辺のところ、村長どうですか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 村内の防災組織は5つということでしたけれども、先ほど説明させていただきました。できれば私は全地区に組織をつくってほしいので、補助金も出したり、いろんな防災費をお願いしたりしています。ですから、その地域からそういった気運を盛り上げて

いただきたい。私も、そういう中で旗を振っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、片品村の関係については、過日、あぁいった記事が載ったんで、梅澤村長にもいろいろお話聞きました。イメージしているようなイメージじゃなくて、もっと大きな集落の中でそういった計画をきちんと作るということが評価ということであるのでありますけれども、いろいろまた参考になることがあれば勉強させていただきたいというお話をしてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。ぜひ村内全域に自主防災組織をつくっていただけるよう進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、高齢者に対する見守りサービスや支援についてお伺いいたします。

①現在の高齢者見守りサービスはどのように提供されていますか。

②免許証返納後の高齢者支援体制はどのようになっていますか。

③将来的には見守りサービスや免許証返納後のケアをどのように展開していく予定ですか。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの林勝美議員さんの高齢者の見守りサービスについてのご質問にお答えいたします。

まず、①の高齢者見守りサービスはどのように取組が行われているのかにつきましては、在宅高齢者サービスとして栄養管理や安否確認をするための配食サービスの提供、一人暮らし高齢者の方には緊急通報システムの設置、また民生委員の活動を通じた見守り活動を実施しております。

そして、包括的な支援としては、役場健康福祉課や地域包括支援センター、権利擁護センターが相談窓口となっており、高齢者本人の状況に応じた適切な支援を行っております。

次に、②の免許証返納後の支援体制につきましては、免許証返納後において運転経歴証明書

の交付手数料の補助や村から商品券の交付を行っており、今後も実施する予定があります。

次に、③の今後、見守りサービスや免許証返納のケアをどのように発展させていくのかにつきましては、免許返納後はどうしても移動に関しては不便を感じるが多くなると思います。そこで、返納後の移動手段として、昨年運行を開始したデマンドバスの利用を検討していきたいと思っております。このデマンドバスの利用運賃については、65歳以上の方を対象に半額助成する制度がありますので、ぜひとも活用していただきたいと思います。

また、買物支援につきましては、次年度から村社会福祉協議会を主体に、希望者を店舗まで送迎する買物移動支援事業「みんなでお買い物号」が運行開始予定となっております。免許返納後は車で自由に移動ができたときと比べると生活が一変してしまうと思いますので、引き続き支援の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 高齢者見守りサービス、健康福祉課長にどのようなサービスを行っているんだとちょっとお話を聞きましたら、立山科学というところで見守りサービスを行っていただいているというようなことでございます。ほかの市町村をちょっと調べましたら、昭和村と沼田市とみなかみ町が立山科学というところと契約して同じようなサービスを受けていると。川場村に関してはセコムというセキュリティー会社と契約をしているそうです。

高齢者見守りサービスというのはいろんな会社がいろんな形でサービスを提供しています。これは固定電話のある家庭ということで限定されます。ただ、最近はスマートフォンを利用しているいろんなサービスを受けられるというような見守りサービスも充実してきております。セコムではアップルウォッチと連動して、遠くに離れている娘さん、息子さんなんかと安否確認をしていただいたり、緊急のときにいろんな対処ができるようなサービスができていると思いますけれども、時代とともにサービスは変わってくると思うので、ぜひいろんなところにアンテナを張って、有利なサービスというんですか、現在に合ったサービスを受けられるような体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、免許証返納後の高齢者の支援体制はどのようになっていますかということですが、現在も、現在は運転経歴証明書の手続を無料でやってくれているということと、以前はバスカードがいただけたんですけれども、そのバスカードは現在はないということで、8,000円の昭

和村の商工会の商品券だけなんです。

そこで1つ提案なんですけれども、高齢者になると免許証を返納してから電動車を買う人が増えていると思います。電動車を購入するときに補助なんかを出してあげたらいいかと思えますけれども、その辺のところは、村長どのように考えていますか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 今、電動車を買うための補助をどうかというご質問でありますけれども、そういったニーズがあるということであれば、やっぱりそういったことも研究していく必要があろうかなと思いますけれども、検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 免許証を返納したらデマンドバスを使えということですが、なかなか高齢者にはちょっとハードルが高い部分もあると思います。すぐそこへ今度スーパーサンモールが来ますけれども、そこへ買物に来られるような電動車も有効かと思えますので、ぜひその辺のところも考えて、電動車を購入するときの補助も考えていただきたいと思えます。

時間もありますので、次の最後の質問に移ります。

最後に、ロサンゼルスドジャースの大谷翔平投手から寄贈された大谷グローブについてお尋ねいたします。

昭和村の小学校で受け取った大谷グローブはどのように活用されていますか。

そのグローブを教育に生かすための具体的な計画はありますか。

教育長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの大谷翔平選手から寄贈されたグローブの活用についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本村の小学校で受け取ったグローブはどのように活用されているかについてです。

大谷翔平選手からの寄贈グローブは、令和6年1月12日に教育委員会に届き、その日のうち

に小学校に配布いたしました。小学校では、朝礼の時間を利用し贈呈式などを行い、児童に届いたことを紹介するとともに、希望する児童に貸出しをして、休み時間などにキャッチボールをするなど、寄贈いただいた大谷選手の希望に沿う形の活用を行っています。

また、学校だよりで保護者や地域の方にも大谷選手からの寄贈グローブが届いたことをお知らせしたところ、グローブを見るために来校いただいたり、記念撮影をするなど、保護者、地域の方にも喜んでいただいております。

次に、そのグローブを教育に活用するための具体的な計画はあるのかについてですが、学校では温かくなった4月から、体育の授業の中でベースボール型ゲームのときに、学校にあるグローブと合わせて活用を考えています。

また、道德の授業では、感謝、希望と勇気といった価値項目の学習の際に、大谷選手のグローブ寄贈を教材として生かしたり、譲り合いの気持ちやものを大切にして使うなどといった気持ちを育てたりする指導に活用していきたいとのことです。

今回のメジャーリーグ大谷選手の思いがこもったグローブの寄贈については、実際に利用することで野球に親しんだり、興味を持ったりしていただくとともに、大谷選手の活躍を夢に向かう気持ち、野球への情熱、次世代の子供たちを思う気持ちなど、授業の題材として子供たちの道德教育に大切に活用していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 全国の小学校ではいろいろな活用方法が報道されております。福岡県の朝倉市では11校、33個のグローブを寄せて野球大会をしたということでございます。ホームランを打った選手は兜のパフォーマンスをして野球の試合を楽しんだということです。そのほかいろいろ大谷選手のグローブについてたラベルとか手紙がインターネットのオークションに出されたなんていう悪い活用方法も紹介されています。

それからまた、先ほど教育長の答弁で、学校だよりという話がありましたけれども、私も南読まさせていただきました。子供たちに夢と希望を与えるグローブ、遂に大谷選手からのグローブが南小にも届きました。1月18日の朝行事で全校児童に紹介しました。代表で6年生の高橋さんと5年生の吉野さんが受け取り、キャッチボールしました。最後に、子供たちに夢や希望を持ってほしいという大谷選手の心を込めたグローブを使ったということで、自分がやると

決めたことを諦めない気持ちを大切にしたいというメッセージを感じたということですが、大谷翔平投手のグローブを活用しながら、野球だけではないんですけれども、いろんなスポーツや文化活動をこれから子供たちはやっていくんだと思いますけれども、そういう諦めない気持ちというのを忘れないで、これから生きていってもらよう、教育的配慮をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。貴重な時間をいただきありがとうございます。

ご清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（片柳悦夫君） 次に、1番議員 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） それでは、さきの通告に基づきまして一般質問させていただきます。

まず最初に、保育料完全無償化についてでございます。

現在の第2子以降の保育料無償化に加えまして、第1子保育料の完全無償化を求めることについて質問いたします。

昭和村では、子育て支援といたしまして令和3年4月から次世代を担う子供の誕生を祝福するとともに、子育てに伴います経済的負担の軽減を図ること、子供の健全な育成に資することを目的に、あかちゃん誕生祝い金の支給を始めました。また、以前よりの子育て支援といたしまして、保育所等に入所させている保護者に対しまして、保護者の子育て期を支援してまいりました。この制度は、保育料完納に対し年間保育料の3割程度を支給するものでございます。

現在では、保護者の負担軽減を前面に打ち出している本村ですが、保育料につきましては、第2子以降は無料ですが、第1子は保育料が発生しております。3割が還付されますが、7割は自己負担でございます。「子供を育てるなら昭和村」を掲げるのであれば、村を支える若者が望む施策といたしまして、保育料の無料化は重要かと考えます。

県で紹介している事業（国の制度）では、3歳の誕生を迎えた後の4月1日から無償対象としております。村の制度と県制度の支援を受けても、第1子の子供さんは長くて約4歳近くまで保育料を支払わなければなりません。1、2月の広報では、出生者数なしの掲載となっております。これだけ子供が減少している中、第1子のみが有償でなく、子供を育む施策として全員が無償化制度の対象となるよう強く求めます。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 佐藤好美さんの保育料完全無償化についてのご質問にお答えをいたします。

現在昭和村で実施している保育関連の支援事業につきましては、第2子以降の保育料無償化や、納付いただいた保育料の3割分を支給する子育て支援金の給付、国で実施する3歳以上児の保育料の無償化事業で無償化の対象外となった副食費を村独自に無償化しており、さらに、昨年度には完全給食を開始したところでもあります。

そして、次年度からはさらなる支援施策を拡充し、主に年度途中に職場復帰される保護者の方を支援するための入所予約事業と園内で使用したおむつ回収・処分を新たに行っていく予定であります。

ご質問いただいた保育料の完全無償化につきましても非常に重要な子育て支援策であると考えており、来年度からの実施に向けて準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 非常に期待される回答をいただきまして、ありがとうございます。

来年度からの実施に向けて準備をしておりますということですが、実は先日、予算書、それから分かりやすい予算書を拝見いたしまして、そこに保育料の無償化がどこにもうたわれておりませんでした。これはやらないのかな、それとも、分かりやすい予算書の中では、3割は還付しますけれどもという例年通りの内容となっておりました。なので、されないという思いの中で質問させていただいたんですが、とてもいいご回答をいただきましたので、ぜひ実現に向けて進めていただきたいと思います。

そこで、令和5年、ちょっとくどくなってしまうんですけども、令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しまして、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。これは子供たちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とするものであり

ます。

国の制度には条件があります。国の制度対象外の児童も対象として完全無償化している実態もございます。そこで、昭和村も無償化する予定だということで報告をいただきました。

現実には、若い世代はそうのように子育てに優しい自治体に居住してしまうケースもあります。若い世代の子育ての一番の不安は、子育てや教育においてお金がかかり過ぎるとの声も聞きます。ぜひ負担解消と、若い世代が昭和村は子育てに優しいと心から思える支援を望みます。少子高齢化が加速している昭和村ですが、子育て支援を充実することによる歯止めがかかることにつながると思います。

ぜひ、ほかにも施策等があれば、村長のお考えをお聞きかせいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

子育て支援対策、様々あります。少子高齢化社会の中で、国も子育て支援に力を入れていろんな事業を進めていくと言っておりますが、なかなか思うように国の事業もおりてこない、またハードルがあったりとか。村としましては、いろいろ調査研究、また様々な現場の状況を確認しながら、今具体的にこのことということではなくて、いろんなことを精査をして研究、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 保育料が無料になることはすごく大きな事業が成立すると思いますので、ほかにも子育て支援策実現に向けて進めていただければと思います。

続いてですけれども、昭和村、現実には7階層ございまして、最高額で月額3万6,000円、仮に3歳まで保育料を支払う場合は、試算しますと100万円以上かかります。これが無料化になるということですので、本当に保護者にとっては朗報かと思います。働いても、その分今まではそちらのほうにかかってしまうという現実がございましたので、できる限り早くに導入を進めていただきたいと思います。

それから、この導入に当たりまして、ぜひ関係する方に早く周知をしていただきたいと思います。

ます。皆さん、まだどうかな、あるいは知らない方は、もう保育料無料になったんじゃないかななんて思っている方もいらっしゃるかもしれないんですけども、周知に関しましてはできる限り速やかに、保育園の卒園、入園といった機会がありますので、そういったところを利用して周知していただければありがたいかなと思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） この事業の周知につきましては、この定例議会が終わったら、できれば当初予算を皆さんに全会一致で通してもらった上で、当然予算もこの中に含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ありがとうございます。

それでは、もし予算が可決されたとしましたら、ぜひスムーズな周知を……

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） はい。

○村長（堤 盛吉君） されたら、その次の日というわけにはいきませんので、そこはよく、いろいろ現場の状況を確認をして皆さんにお知らせはしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。そうしないと、私が言ったあと、じゃあすぐやるんだろうと、やるのには準備が必要なんで、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ぜひ準備をしていただきまして、スムーズな周知ということで、よろしくお願いいたします。

それから、実は保育料が免除になる、無償化になるということになりますと、今まで第1子は保育料かかるからということでちょっとためらっていたご家庭、保護者の方もいらっしゃるかと思います。そんな中で、無償化になるよといったときに、じゃ保育園に入れよう、幼稚園に入れよう、そういった方が増えてくると思います。そういったときに、やはり保育士の負担がかかると。保育士の面のことも考えていかなければならない。要するに受入れの面も考えな

ければいけないと、その辺は村長はいかがお考えでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 今言っていただきましたように、そういった心配があつて、なかなか無償化が実現できませんでした。ですから、そういったところをよく確認をしながら今準備を進めておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ぜひ確認をしながら進めていただきたいと思います。

この事業が本当にスムーズにいきまして、保護者の方に喜んでいただける事業かと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、在宅訪問理容・美容訪問サービスの提供についてでございます。

高齢者及び障害者が快適な暮らしを送るため、理容師・美容師等が行うカット等を在宅訪問によりサービスを受けられる制度整備と、それに対する助成制度を設けることについて質問いたします。

障害者や高齢者に対しまして衛生的で快適な暮らしをしていただくために、訪問による理容師及び美容師による整髪・散髪の提供は、健全な在宅福祉の向上につながります。髪の毛を清潔に保つことは、本人の快適な暮らしにつながるとともに、訪問してのサービスにより、送迎等の家族の負担も軽減されます。

さらに、サービスを受ける方に、利用するに当たり一定額の助成の制度を設け、福祉の向上を目指してください。近隣では、そのサービスを実施しておりますが、福祉に手厚い昭和村として、対象者を幅広く拡充した制度になることを期待いたします。

自宅でカットができる、事業所もそうなんですけれども、助成制度もあり、村内事業所に限定することにより村内での好循環が生まれると思います。一人暮らしの老人の方も家族に頼ることなく、安心して衛生面を保つことができるとともに、安否確認にもつながります。誰もが、いつでも利用できるサービスの向上を求めます。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 2 項目めの在宅訪問理容・美容訪問サービス提供についてのご質問に
お答えをいたします。

理容師法及び美容師法では、衛生面の問題から、理容所または美容所以外の場所で理容または美容の業務を行うことが禁止されておりますが、疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の特別の事情がある方であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所または美容所に来ることが困難であると認められる場合は、出張理容・出張美容ができることとされております。

ご質問のサービスは、近隣市町村では沼田市が実施しており、直近の利用者数は、令和 3 年度は 4 人、令和 4 年度が 6 名と比較的利用者が少ない状況であると伺っております。高齢社会が進行する中で、在宅の高齢者が理容・美容のサービスを受けることは、心身をリフレッシュされるなど、生活の質の維持・改善に資する面があると思いますので、他市町村の取組状況を研究し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ありがとうございます。

訪問の理容・美容による効果は、高齢者や障害者の社会生活を促し、そしてきれいな身だしなみが期待されます。美容院や散髪の後にはさっぱりした気分になり、気持ちに張りが出てくる、これは自然なのかなと思います。私たちもそうです。身だしなみは生活の上で非常に重要な要素になるかと思います。事業所にも出向いて行うケースもありますが、これにも費用負担がかかります、個人負担がかかると思います。

いずれにしても訪問しての髪のカットやブローを村の事業として行うことは、高齢者に優しい施策かと思います。繰り返しになりますが、衛生面や感染予防等のメリットがございます。また、訪問しているときにコミュニケーションができ、生活も環境も整える効果も期待もされます。日常生活に欠かせない理容・美容に対して手厚い施策を提案いたします。

いかがでしょうか村長、お聞かせください。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいま答弁させていただきました。いろいろと現場の状況、またそれぞれのニーズ調査等々をさせていただきながら、研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） それでは、ニーズ調査をぜひお願いしたいと思います。この結果も後でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、一人暮らしの方、高齢者で介護が必要な家庭、障害者のいる家庭、たくさんの村民の福祉サービスにつながります。村民に喜ばれる行政サービスだと私は思います、これこそ行政サービスだと思います。日々の生活の中で必要とされていることを実現していくこと、これが福祉のサービスではないかと思います。

沼田市では4件、その次の年は6件、件数は少ないんですけども、実際には必要とされている、ニーズがあるということです。この制度、私はとてもいい制度だと思います。ただ、この制度がなぜ少ないかということもよく精査して、例えば村で取り入れる場合は、村民が使っていたか、いかに村民が喜んでいただけるか、沼田市のを全くまねるのではなくて、村民独自の、村が要求するような制度にしていいただければと思います。

村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） どちらかというと、先ほどニーズ調査をすぐ聞くと言われたんですけども、ニーズのほうは制度の内容によってのニーズが異なってくるのかなと思います。ですから、恐らくいろんな制限といいますか、こういった決まりがあって、そういったことを利用する方が少ないのかなと。じゃ、それを広く全部にいいですよということもなかなか難しいのかなというように考えますけれども、そういった制度についてはすぐにでも確認できますけれども、ニーズはなかなかすぐには聞き切れない場面かなと思いますので、制度についても早急に調査をして、どういった制度が村にとって有効か、また無理な制度になるか、いろんな公平性の部分もありますので、そういったことを確認しながら調査はしたいと思っておりますので、沼田市だけでなく、ほかも調べることはできると思いますので、そこは担当に調査をさ

せますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ありがとうございます。

ぜひ本当に前向きな検討、ニーズの調査を職員にさせますという回答を……

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 村長。

○村長（堤 盛吉君） ニーズじゃなくて、制度の調査をということでご理解をいただきたい
と思います。

○1 番（佐藤好美君） ニーズでなくて制度の調査、その前にはニーズと制度の調査と、なの
で制度の調査ということで。ぜひニーズのほうも、村民がどんなニーズがあるか、チャンスが
あればそんなニーズも調査していただければと思います。

よろしいでしょうか、村長。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ですから、先ほど申し上げたとおり、ニーズ調査については制度をき
ちんと確認をした上でないニーズ調査はと難しいのかなというふうに思いますので、ぜひ前段
は制度の調査、実施している市町村の調査をさせていただきたいと考えておりますので、よろ
しくお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） それでは、制度の調査をぜひ、よく確認していただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、空き家等住宅状況調査業務委託、これ令和5年度の
350万の予算、当初にございました。どの程度予算を使って、どうしたかというのは先ほど報
告がありましたが、質問させていただきたいと思います。

空き家等住宅状況調査業務委託の状況報告と、空き家対策の推進等についてということで、
空き家等住宅状況調査業務委託350万円の当初の予算の状況報告と、空き家対策の推進と解体

補助制度の拡充、空き家修繕等補助支援制度創設について質問いたします。

本村では、昭和村空き家土地情報取扱要綱が平成22年に制定され、空き家バンク等の事業が展開されています。その後、空き家対策協議会を組織し、さらに令和4年から空き家の解体補助金、最大50万円が支給されるなど、空き家に対する支援が充実してまいりました。

しかしながら、村内各所に空き家が点在し、空き家対策は課題が多く、解消するのには多方面からの支援が必要となります。解体はできないが、修繕をして活用するなど、空き家は可能性も秘めている財産になります。空き家を活用し村おこしをしている自治体もあります。村内外の方が空き家を活用し活性化が図れれば、とてもすばらしいと思います。実際に、村で空き家を活用していろんなことをしている方もいらっしゃいますので、活用はすばらしいことだと思います。

活用するのには修繕が必要です。修繕費を村として補てんする制度をぜひ設けてください。

また、空き家バンクを活用して定住している方もいます。ぜひ、本村に合った空き家の対策を推進してください。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 佐藤好美議員さんの空き家等住宅状況調査業務委託の状況報告と空き家対策の推進等についてのご質問にお答えをいたします。

昭和村の空き家等対策につきましては、令和元年から令和5年までの第1期昭和村空き家等対策計画を基に、令和3年4月に昭和村空き家等対策の推進に関する条例及び施行規則を施行し、以前から行っている空き家バンク事業に加え、令和4年4月に昭和村空き家解体補助金を創設し、空き家等対策事業を推進してまいりました。今年度第1期昭和村空き家等対策計画の計画期間が終了するため、令和5年度の当初予算に第2期昭和村空き家等対策計画策定のための空き家等住宅状況調査委託料350万円を計上させていただきました。

しかし、必要のない業務を削減することや、職員が実施できる業務を洗い出すなど、委託内容の見直しや委託先の再検討をしたところ、調査委託料を17万5,500円と大幅に削減し、調査を行うことができました。委託調査業務は令和5年5月に終了し、その後、職員が精査したところ、空き家等の件数は206件、昭和村全体の空き家率は6.5%という結果となりました。

その調査結果を基にアンケートをとり、そのアンケート結果を取りまとめた内容と、令和5年12月に施行となった空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正内容を盛り込んだ第2期昭和村空き家等対策計画（案）を策定し、空き家等対策協議会で承認をいただいた後、ホームページでパブリックコメントを実施しております。

昭和村においても空き家は年々増加をしており、ご指摘のとおり多方面から対策が必要であります。

解体補助金については、令和4年度実績で8件、令和5年が4件の実績見込みとなっており、問合せも多数あり、空き家対策として一定の効果がある施策となっております。

空き家修繕等補助制度や解体補助制度の拡充につきましては、他の自治体の補助制度を調査し、検討してまいりたいと思います。

また、令和6年度からは第2期空き家等対策計画を柱に、昭和村の空き家等対策を推進してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） ありがとうございました。

令和6年度から第2期空き家等対策計画を柱に、昭和村の空き家等対策を推進してまいりますというお答えをいただきました。これに関して村民にどのように周知をしていくのか、それを教えてください。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 堤 美徳君発言〕

○企画課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

第2期の昭和村空き家等対策計画なんですけれども、先月、2月に2回目の協議会を開いて承認をされたところなんですけれども、現在、村のホームページを通じてパブリックコメントを、村民の意見を聞くということでやっておるところです。それをまとめて、今年度中に空き家計画を作るんですけれども、来年度以降につきましては、その計画を基に、特定空き家にならないように前の段階からいろいろと指導等、調査をしながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 現在、村のホームページでパブリックコメントをしているということですので、ぜひそのパブリックコメント、村民の意見でございますので、大切にしながら事業の展開をしていただきたいと思います。

状況調査結果につきましては、誰にでもわかりやすく公表していただきたいと思いますとともに、先ほども言いましたように、空き家に対して村民が何を望んでいるかをきちんと把握していただいて、それに対して対策を講じていただくことが大切かと思います。

さらに、空き家の対策として、修繕をした後、積極的な移住支援、また、その空き家の持ち主とのきめ細かな対応、個人の持ち物なので、役場の職員が不動産に対するいろんなクエスションお答えするというのは、了解が要る限りは難しい部分もあるかなと思います。ただ、村民はやっぱ村を頼ってくると思います。そんなときは、いろんなことで丁寧にきめ細かい対応をしていただければと思います。

そんなことによって、ああ、昭和村は優しい村だねということで、村の人口増へとつながるかと思いますので、ぜひ村として、問い合わせがあったときには丁寧な対応をお願いしていただきたいと思います。

それからまた、皆さんもどこかで見たこと、お気づきの点もあるかと思うんですけれども、危険な空き家もあります。それに関しては、村民の安全にも関わります。ただ、それは先ほど言いましたように、持ち主の方がいらっしゃいますので、持ち主の方のいろんな不安もあるかと思います。そのようなことも含めて空き家の対策、本当に全体的な対策ということで、具体的に民間業者も活用ということであるかと思うんですけれども、できるかぎり村主導で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか、村長にお聞かせ願います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをします。

空き家の活用につきましては、今回の計画を作るに当たって、空き家をお持ちの方のアンケート調査をしてございます。そういったアンケートの調査の内容に基づいて、貸してもいいとか、何かに利用してほしいとか、たまに使うのでだめだとか、いろんな意見があるように報告

を聞いております。ですから、そういったことをよく精査をして、利用してほしいというようなことがあれば、バンクに登録をしてもらってマッチングができるのかなと思いますので、そういったところは工夫していきたいと思います。

特定空き家、取り壊さなければならないような空き家等々については行政代執行という方法も法律であることは承知はしておりますけれども、なかなかそういったことに至るまでの法的な手続、いろいろ課題、問題、除去した後の費用の請求等々、いろんな問題がございます。そういったことも含めて今回の計画を作った中に盛り込んでありますので、よく研究をしながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 空き家に関しましては、二百何件ということで報告がございました。やはりいろんな地域の問題にもなっているのかなと思います。個人の問題でもあり、地域の問題でもあり、そこで通学する子供たちの問題でもあり、いろんな問題に絡んでくるのかと思います。その空き家の対策の協議会を立ち上げていただいたことは非常に言いことかと思いますので、そちらで村民の意見を本当に取り込んでいただいて、一つ一つ解決していただければありがたいかなと思います。ぜひその空き家の問題、一つ一つクリアしていただきたいと思います。

また、空き家を使った定住化のほうも、昭和村で暮らせる、あるいは昭和村でお店が持てる、壊すとか、そういうことでなくて、逆に昭和村が膨らんでいるような、そんな活用の方法もあるかなと思いますので、これアンケート調査を実際にしたこと私も承知しております。なので、そのアンケート調査を基に具体的な新しい施策を取り組んでいただきたいと思います。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 先ほど来申し述べているとおりでございます。この計画に基づいて進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1 番 佐藤好美君発言〕

○1 番（佐藤好美君） ぜひ計画に基づいて進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後 4 時 25 分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 4 時 10 分休憩

午後 4 時 24 分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2 番議員 林栄一君。

〔2 番 林 栄一君発言〕

○2 番（林 栄一君） それでは、さきの通告どおり一般質問をさせていただきます。

今回は、統合小中学校建設の再検討と視点はという内容で、再検討の進捗状況と進め方について、それから学校づくりは村づくりの視点でについて、村長の見解を伺います。

初めに、統合小中学校の建設について再検討と今後の進め方についてお伺いをいたします。

多くの村民から議員出前懇談会や地域説明会、建設委員会への意見・要望アンケートでも、建設候補地に関する不安の声、意見が多数出されました。

村長は、建設場所については十分な内容検討を経ずに決定したことを反省し、再検討をするとのことでありました。数か月がたった今日に至っても余り進展が見られない状況でしたが、2 月中旬に第 7 回目の統合小中学校建設委員会の議事報告がインターネット、村のホームページ上で公開をされ、再検討の様子が見られるようになってきました。

そこで、今までの経過を経て、一步前へ進めていくのか、立ち止まるのか。村民の意見を十分把握をした中で、慎重に方向性を明確に示していく必要があるのではないのでしょうか。私は、

説明会の総括を明確にせずして、これから先を見通すことはできないのではないかと思います。

村長は中学校の地域説明会で、総合運動公園隣接地では反対の意見者に対し、「私の意見はなかなか申し上げにく。けれども大変有意義な意見をいただいた、これからの建設委員会の進め方を大きく変えるよいきっかけになった」と言っていました。この発言は何を意味しているのでしょうか、発言の意図をお伺いします。村長答弁願います。

また、4会場の地域説明会で出された幅広い様々な意見の集約をしたのでしょうか。賛成や反対意見の総合的な意見集約の総括を明確にしておくことが必要ではないでしょうか。村長答弁願います。

次に、再検討の進捗状況についてお伺いします。

村長は建設委員会に諮り、地域説明会での意見を参考に、一つ一つ討論を行い進めていきますとのスタンスです。十分な協議もせぬまま決定したことと、候補地に不安があったことで、住民の方々は組織を含めて不信感を抱かれ、様々な意見が出されました。これら意見の事務的なことまで誘導的に一つ一つ建設委員会が再検討するのではなく、設置要綱にあるように統合校建設の候補地に関する主たる所掌事務の検討をメインにする必要があるのではないのでしょうか。建設委員会も息切れした様子もうかがえます。各候補地のメリットとデメリット、教育環境、さらにコスト面なども丁寧に検討して、いかに子供たちのために適切な候補地を選び出せるかです。迷ったときは原点戻る意味で、建設委員会の使命や設置目的を再度確認すべきだと思います。

そして、候補地をどのように決定するのかは、一番肝心なことですが、建設委員会では候補地を決定するのではなく、どの場所が望ましいのかとの意見集約がよいと思います。安易な採決・決定などとすることなく、十分審議を尽くし、地域説明会を開いて理解を得ていくことが必要と思います。

最終決定は村長が議会へ提案をして、賛成か反対の賛否をとり決定をすることですが、現在の進め方で多くの村民が納得をする結論が導き出せるのでしょうか。村長の見解を伺います。

次に、学校づくりは村づくりの視点での件について伺います。

学校づくりは村づくりと考えますが、いかがでしょうか。人口減の大きな流れの中で、学校統廃合の推進は避けて通れない道だと言えます。その中で、どうやって現状維持以上の流れをつくるのか。今、村の力が試されていると思います。移住したくなる条件は、子供の教育環境

が整っていること、教育条件がよりよいこと、そのほかにもあるでしょう。

前回の一般質問でも話しましたが、昭和村は独特の地形をしています。全国的にも知られる河岸段丘の村であり、下段の住宅地と広大な赤城高原地帯、そうした中で村全体を眺めた中で農業振興地域、住宅地、ここは工業用地などのゾーニングがなされ、さらに昭和インター、アクセス道や望郷ラインを含めた交通網が整備された村です。

村が発展するには、村のどの場所に統合小中学校があつたら望ましいのか、子供たちに行きやすい、通いやすいところ、過ごしやすい、学びたいと思う学校、安全・安心な教育環境のところ、ランニングコストなど地球環境に優しいSDGsなどを考慮して候補地を絞り込み、住民説明会を経てから慎重に検討して決めていく。明確で、自信を持って建設候補地の説明ができるような手法をとっていくことが大事と考えます。

また、先人たちにより昭和中学校は建てられて、村が一つになれた実績があります。温故知新の心をもって先人に学ぶことも必要ではないでしょうか。

学校づくりは村づくり、村をどうつくっていくのかという視点が必要だと思います。最終的には、村をどう発展させていくかだと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。村長答弁願います。

現在の第5次総合計画「みんなでつくろう元気な昭和村」も令和6年度で後期基本計画は終了となります。しかしながら、今回の統合小中学校建設の内容は、総合計画にも示されていません。再検討をするのであれば、建設委員会に再検討として投げるだけではなく、村民とともに取り組むべき施策を示す総合計画に当然入れるべきだと思います。総合計画に基本的な事項についてしっかりと内容を盛り込み、進めていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。村長答弁願います。

村長は、急激な人口減少で想定外に子供の数が減少したことで、先に進めなければならないということのようですけれども、学校の耐用年数や大規模改修時期については当然分かっていたはずです。なぜ後期総合計画にしっかりと盛り込まなかったのでしょうか。

学校の廃校は子育て世代の人口流出を招きます。学校の有無は、そこに住むか否かを左右する大きな要素とも言われています。財政のスリム化とのねらいもあるかもしれませんが、実際に統廃合によって目的とされている財政の効率化が達成されたかは不透明とされているとの見解もあります。廃校後の跡地の利用、スクールバスの運用費用などが増大するなど、課題は多

くあります。

最後になりますが、村長が続投するかどうかは問いませんが、すっきりと前が見える状況になってほしいと思います。統合小中学校建設に対するもやもや感が拭えません。地域の状況、学校の実情をよく理解して、保護者たちの意見や声を十分に聞き、民意を問うことも一考と思います。

そこで、現段階では無理な統合はしないで進めることも選択肢の一つかもしれません。分断を引き起こしたままで経過させるのか、建設委員会から建設候補地の最終的な意見を導き出すのか、あるいはしばらくの間凍結ということも必要かもしれません。なぜならば、親御さんたちが今回の件で統合を望まないという意見が多くあるからです。いずれにいたしましても今期の任期中にリーダーシップを発揮して、学校統廃合の方向性を明確に示してほしいと願うものです。村長の見解を伺います。

村長答弁をお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林栄一議員さんの統合小中学校建設の再検討と視点は、についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、統合小中学校の建設の再検討と今後の進め方のご質問の私の発言についてですが、4か所目の昭和中学校において、複数回会場に足を運んでいただいている方から、3日間の説明会で意見を聞いたと思うが、建設委員長は村民との温度差をどう捉えているかと質問された際の回答だと思います。建設委員長である私個人の意見として、村民との温度差を聞かれたと感じたため、私個人の意見は申し上げにくいと回答いたしました。しかし、4日間を通じまして、会場に足を運んでいただいた村民の方からいろいろなご意見やご指摘をいただきましたので、素直に、今後の建設委員会に生かしていきたいとの思いから、建設委員会の進め方を大きく変えるよいきっかけになったと考えている。これを機に建設委員会の皆さんとより一層議論を深め、皆さんに喜んでもらえる学校ができるように努めていきたいとお答えをしたものであります。

次に、4会場での地域説明会で出された幅広い様々な意見の集約、賛成や反対意見の総合的な意見集約の総括を明確にしておくことについてですが、建設委員会の委員さんには、各会場

での質疑の要約、そして提出された意見を配付しております。各委員さんも十分に読んで建設委員会に臨んでいただいているものと考えており、地域の方々へは回覧及びホームページで内容をお知らせしております。

また、地域説明会については、今までの経緯や建設用地の決定について説明し、村民の方々の意見をよく聞いて建設委員会に反映していただく機会として開催をいたしました。このため、総合的な意見集約が必要かどうかについても、建設委員会で議論していきたいと考えております。

次に、再検討の進捗状況についてのご質問の現在の進め方で村民が納得する議論が導き出せるかについてですが、現在、建設委員会で一つ一つ丁寧に時間をかけ討論をしていただいております。進み方が遅いと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、委員の皆様からは、説明会前よりも活発な意見交換ができていると思っておりますと。このような意見交換を十分に行い議論を進めていけば、大勢の方々に納得していただけるものと信じております。

次に、最終的に村をどう発展させていくかについてですが、学校は教育と子育てに関わる重要な施設であり、村の発展に寄与する施設であると思います。村の発展には若者の活力が不可欠であるため、現在、様々な子育て支援事業や若者の定住促進事業に多方面から取り組んでおり、これから支援と合わせて教育環境の充実も図っていきたいと考えております。

様々な子育て支援や教育環境の整備により、若者世代が本村に集まれば、活気あふれる昭和村となり、将来にわたり発展していけると信じております。そして、これを実現させるためには、本村の将来像である「みんなでつくろう元気な昭和村」にもあるとおり、事業を進めていく上では住民と行政が一体となってともに協力し合い、様々な課題を解決し、共通の目標に向かって村づくりを進めていくことが必要であると考えております。

これまでも様々な事業でご協力をいただきながら、村民皆様とともに事業を進めてまいりましたので、これからも住民と行政がそれぞれ役割を理解しながら、知恵と力を合わせた協働の村づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、統合小中学校建設を総合計画に盛り込むことが必要についてですが、第5次総合計画後期計画は令和2年度にスタートしております。この時点では、新しい学校形態、義務教育学校を調べ、学校の在り方検討委員会で学校の今後の在り方を検討し始めた時期であり、検討を始めてから間もなかったことから、小学校の統合については記載されておらず、今後の学校及

び関連施策の在り方について検討にとどめております。

しかし、国の施策や村の状況は変わり、特に出生率についてはコロナ禍で大きく落ち込み、少子高齢化に加速がかかりました。私としましては、諸施策の実施については、本来、総合計画に基づいて行うべきであると考えますが、今回の統合小中学校の件については、本村の将来を考え、子供たちにとって望ましい教育環境を整備したいとの思いから進めているものであります。

令和7年度からは第6次総合計画が始まります。来年度はその策定の年度となりますので、もちろんこの統合小中学校についても計画の一部として掲載していきたいと考えております。

次に、今期の任期中にリーダーシップを発揮して学校統合の方向性を明確に示してほしいについてですが、もちろんリーダーシップが必要な場面においては発揮していきたいと思っておりますが、統合小中学校の建設については建設委員会の委員の皆様とじっくり話し合い、村の子供たちのために魅力ある学校づくりを進め、学校教育をより充実させるため、一步でも前進させていきたいという気持ちでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 答弁ありがとうございました。

順次確認をさせていただきますけれども、地域説明会のときに大変有意義な意見をいただいたということで、建設委員会の進め方を大きく変えるきっかけとなったという関係につきましては、村民の方々からいろんなご意見やご指摘があった中で、今後の建設委員会に生かしていきたいという本当に純粋な気持ちで、意図的にはそういったことだというふうに理解をいたしました。

今後の進め方について、示唆に富んだ意見を村民の方からいただいたようですが、村民の意見というのは尊重していただいて、聞きっぱなしではなくて活かしていくこと、村民の声を活かしていくという村長の姿勢はとても重要だと思います。

そこで伺いますけれども、4会場の説明会で出された幅広い様々な意見の集約の関係についてはできていないのではないかというふうに思うわけです。私は第6回目の建設委員会の進捗状況の回覧板で回ってきた意見集約の結果を見ました。この意見の受け付け総数91件、これは各会場で配布をされた住民アンケートの91件の意見結果であって、4会場で実施をした意見集

約が出ていませんでした。それぞれ各会場での質疑の要約とか、そして提出された意見、これらについてはインターネット上で配布をされているというのは承知はしているんですけども、その場に出されている意見の総体的な集約、どういうことかなというのを、ひとつまとめておく必要があるのではないかというふうなことです。

地域説明会で候補地の決め方に問題があったということで村長は再検討との判断であったと思います。そして村民から勇気を奮っているような意見が出されました。特に候補地に関しまして、いい反論というのも多く出ていたと感じました。村長は委員長でございますけれども、意見集約をして、建設委員会に諮って方向づけをしたいということでございますけれども、やはり進むべき方向を見定めて、慎重に、地区説明会で出された意見というのを尊重しつつ、村民の声をよく聞いてよりよい結論を導きだ出してほしいなと願っております。

ただ、このままだというと、総合運動公園隣接地で決定ということで説明会を開きましたけれども、多くの村民から異論が出たにも関わらず、結果がちょっとやむや、見えてこないというふうに感じられるわけでございます。説明会で出された意見集約の総括をしておくように望みますけれども、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

意見集約のときの意見については建設委員さんにはお配りをさせていただいたということでありますけれども、内容の集約ができていないということは私も承知しております。その集約をどういうふうな方向でしていったらいいか、まだ今、その建設委員会の継続をこういう形でしていこうというところまで、林議員も建設委員になっておりますので、内容はよく承知をされていると思いますけれども、そういった段階でございます。

ですから、次に進める段階に集約といいますか、事務局でおおむねこういうことでいかがでしょうかということが示せるようなことはしていきたいというふうに考えておりますけれども、そういった集約についても建設委員会で集約をした中で、場所の決定等々についても再検討をすると私言いましたので、そういったことの中でいろいろと議論が交わしていければなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 総合的な意見集約の関係については建設委員会で議論をしていきたいということでございますので、了解をいたしました。

そして、再検討の進捗状況なんですけれども、現在の進め方で多くの村民が納得する結論が導き出せるかと村長の見解を伺ったわけでございますけれども、建設委員会で一つ一つ丁寧に時間をかけて議論をしていきたいということと、意見交換を十分に行って議論を進めていけば大勢の方々に納得していただけるものと信じているというふうなことでございます。そういったことで理解はしていきたいなと思っております。

現在、再検討を建設委員会で進めておりますけれども、一番は候補地に問題、不安があったということで、住民説明会では多くの方々が組織を含めて不信感を抱いたと思います。これら意見を一つ一つ建設委員会で確認するということは、建設委員さんにとっても負担と責任というのは非常に重いものがあると思うんですね。組織について当局が正しいと思っているならば、責任を持って進めてもらってもいいのかというふうに私は思いました。

今回の説明会で、相当村民の心というのは分断された心境を持ってしまったのではないかと、いうふうな懸念を持っておるわけなんですけれども、現在の進め方で村民が納得する結論が導き出せるのか、もう一度村長の答弁を願いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

説明会でも申し上げたとおりなんですけれども、候補地の決定についての進め方が議論が十分でなかった、いろいろと反省するところがあったということで、説明会ではお詫びをさせていただきました。当然、候補地が一番の話題といいますか、注目される一つのことになろうかなということは、自分自身も承知はしておりましたけれども、建設委員会でそれぞれ建設委員さんにお諮りをして、こういう方法でいかがですかという中で私も議事進行する、リーダーシップをとってやるべきところもありますけれども、委員長としてはそういった会議をスムーズに進めることも役割を担わなくちゃいけないということで、皆さんにお諮りした上でやったことで、十分な議論、調査研究が足りない中で進めたということが私の反省点としてあるので、そこを今さらにでありますけれども、今一つ一つ建設委員会で丁寧にやらせていただいております。

ます。

近年、建設委員さんになったら、そこはこういう決め方でいいんじゃないか、もう少し安易とは言わないけれども、時間をかけなくていいと言われる部分もありましたけれども、いや、これまでの説明会で時間をかけてやっていくので、そういったことは委員さんにも理解していただいて、大変なご苦勞をいただきますけれども、よろしくお願ひしたいということで進めておりますので、ぜひこれからもそういったことで進めていければと思っております。

私としては、時間をかけてもやるという説明会をしてきましたので、場所の決め方について大きな反省点があったわけですから、候補地を決める場面においてしっかりと議論をし、どういった方法でしていくか、そういったことの皆さんの意見を聞いた中で進められるように、何とか自分もしっかり、議長を務める限り、そのことについてはリーダーシップをとって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） それでは、次に移ります。

学校づくりは村づくりの視点ということで、村をどうつくっていくのかという視点が大事かなと思うんですけれども、最終的には、村をどう発展させていくかだと思います。村長の考えの中では若者の活力が不可欠であるため、現在、様々な子育て支援事業、それから若者の定住促進事業とか、いろいろと取り組んでおりますし、教育関係の充実も図っていくというふうなことでお話をいただきました。

人口減少が進む中でどう村を発展させていくのかということ、それから小中4校を1校に統合しようとする壮大な計画です。子供たちにとって安全・安心して通いやすい教育環境のところを選び出すというのは、多くの村民の方々の知恵というのが当然必要だと思います。最終的には、村をどう発展させていくのかという視点が重要だと思います。

今回いろいろとあるわけなんですけれども、また次に移らせてもらいます。

統合小中学校建設を総合計画に基本的な事項についてしっかりと内容を盛り込み進めていくことが必要だということで、今回については総合計画の中に入れていなかったということでございます。確かに令和2年度にスタートをしたということで、また学校の在り方検討委員会の

中でも検討はしていたというふうなことでございますけれども、今回それが入っていなかったということでございますけれども、今度の総合計画には入れていくというふうな回答もいただいておりますので、そのところはぜひも入れていただいて、子供たちにとって望ましい教育環境整備のためにも、統合小中学校の建設計画についてはぜひとも総合計画の中にいれておいていただきたい、進めていただきたいと思います。

あと、学校がなくなるということは、子育て世代の人口の流出というのを招きますし、また学校がある、なしというのは、そこに住むか住まないかということで非常に左右をする最も重要な要素とも言われております。

最後に移らせてもらいますけれども、今期の任期中にリーダーシップを発揮して学校統廃合の方向性を明確にしてほしいということで質問をいたしまして、村長から回答もいただいておりますわけなんですけれども、村長の今期中のリーダーシップを発揮して統廃合の方向性を明確に示してほしいという件について、もう一度お答えしていただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 学校の統合についてのリーダーシップについてを明確にやってほしいということでありますけれども、私としましては、学校の在り方検討委員会、そしてまた小学校の統合検討委員会等々から答申をいただいた内容で確認をしております。その上で小中学校の統合の建設委員会をつくらせていただいたということであります。これは私の意だけで決めたことではなくて、皆さんの意見を聞いてさせてもらって、それを前に進めていこうということで準備をしてきたところでございます。

ですからして、今回のこの説明会の中でも、白紙撤回しろとか、いろんな意見をいただきました。ただやはり私は元に戻すんじゃなくて、今までしてきたことを丁寧にもう一度精査をし、確認をして、皆さんに意見をいただいて進めていければということで、建設委員会では再検討するというので、白紙撤回じゃなくてしようということで決めていただきました。

ですからして、役員構成についても継続をしていただけるということでありますので、そういったことを私からもしっかりお願いしたつもりでありますので、これからもそういった皆さんとともに、統合学校づくりに向けたビジョンづくりをこれから進められればと思いますけれども、いろんなビジョンがあるわけでありまして、ただ、まだそういった総合計画の構

想とか計画が策定できておりませんので、そういったものができる準備はやっておきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 村長の意見が伺えました。建設委員会の委員長である村長のリーダーシップ、これ本当に大事なことだと思います。よく村民のご意見を分析して、よい方向に導いてくれたと言われるように決断をして、次に進めていただきたいと思います。

それから、ちょっと確認をしておきたいんですけれども、地域説明会で出されました総合運動公園や鎌沢田んぼや既設の小学校3校などを含めた当初7か所で基本的に建設候補地として再検討を進めていくということによろしいのかどうか、その確認をさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 私としてはそういう認識でおりますので、白紙撤回はしておりませんが、やはり再検討という中にはそういうことが含まれるように私は考えております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 発言の途中ですが、お諮りいたします。

午後5時になりますが、このまま会議を継続したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会議を継続いたします。

林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） それでは、時間等もございますので、最終的には多くの村民に納得感があるように昭和村の統合小中学校の建設を進めていくということが大事だと思います。理想を掲げて進めていくのはいいんですけれども、各論になると、それぞれの思いが異なり、課題山積といったところだと思います。さきの地区説明会での反動が余りにも大きく、村民は分断された気分と、先が見えないといった状況での不安、それから思いが伝わったのか分からない、現実しばらくそっとしておいてほしいといった感覚があるかもしれません。しばらくは現状の

ままでよいのではないかという意見も確かにございます。

最後になりますけれども、再質問といたしまして、村長の今期の任期が迫ってきておりますけれども、こうした中で、残された時間においてこれからの統合小中学校の進め方、また村長が描く統合小中学校にしていきたいという思い、それから統廃合の方向性について、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 私も、地域説明会でいろんな説明をさせていただきました。統合に対して反対される方の意見も伺いました。また、統合に賛成する方の意見もあったように思っております。そんな中で、私の感じなんですけれども、通学しやすい、安全で安心して通える学校で、今皆さんが期待してくれるような学校ができるのであれば統合に反対をする人は少ないのではないかというふうに思っております。

ですからして、今の統合に向けた建設委員会をこのまま継続をして進めていきたい。ただ、やはり時間が必要である。先ほどの提案にありますけれども、一度立ち止まってという意見もありますけれども、立ち止まるまでもなく、一歩ずつでも進めていければと思っておりますけれども、今任期中にできれば基本構想の策定の準備までぐらい、今策定をするのではなくて、そういったことの準備、工夫できる方法ができればなど。その上で、やはり建設するには建設候補地の決定をしなきゃならない、建設候補地についての決め方をどうするかというところを協議してもらえればなというふうに思っております。

ですから、それを決めるのは次の委員長、それはどなたになるか別として、私が継続できないのであれば、次の委員長にそこは引き継いでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） ありがとうございました。

子供たちのための学校づくりに向けて、学校づくりは村づくりの視点で、また住民説明会で出された意見、村民の声を重く受け止めまして、村民との温度格差がないように、慎重に統合

小中学校づくりを進めていただきたいことを要望いたしまして、一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

終わります。

◎散会の宣告

○議長（片柳悦夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6日午前10時に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時 4分散会